

証券コード 9252

2025年11月11日

株 主 各 位

東京都豊島区東池袋四丁目21番1号
アウルタワー3階

株式会社ラストワンマイル

代表取締役社長 松 永 光 市

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第14回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://lomgrp.co.jp/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセス頂き、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択頂き、ご確認ください。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2025年11月26日(水曜日)午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

【郵送(書面)による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示頂き、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスして頂き、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、3頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年11月27日(木曜日)午後2時00分
(受付開始 午後1時30分)
2. 場 所 東京都豊島区東池袋三丁目1番
サンシャインシティ会議室・コンファレンスルーム5階
コンファレンスルーム Room13
3. 目的事項
報告事項 1. 第14期(2024年9月1日から2025年8月31日まで)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第14期(2024年9月1日から2025年8月31日まで)計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件
第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

~~~~~

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

◎各議案に対し賛否(又は棄権)のご表示がない場合は賛成の表示があったものとして取り扱います。

## 【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご了承の上、行使して頂きますようお願い申し上げます。

1. インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) をご利用頂くことによつてのみ可能です。なお、議決権行使ウェブサイトは携帯電話を用いたインターネットではご利用頂けませんのでご了承ください。
2. インターネットによる議決権行使は、議決権行使結果の集計の都合上、2025年11月26日(水曜日)午後6時までに行使されますようお願いいたします。
3. 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱います。
4. インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。
5. パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了後まで暗証番号と同様に大切に保管願います。なお、議決権行使コード及びパスワードのご照会にはお答えできませんのでご了承ください。
6. 議決権行使ウェブサイトをご利用頂くために、プロバイダーへの接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)が必要となる場合がありますが、これらの料金は株主様のご負担となります。

お問い合わせ先について

1. インターネットによる議決権行使に関するパソコンなどの操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
電話番号 0120-652-031(受付時間 9:00~21:00)

2. 上記1以外のご登録の住所・株式数のご照会などは、下記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行事務センター  
電話番号 0120-782-031(受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員(9名)は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | わたなべ まこと<br>渡 辺 誠<br>(1974年7月28日) | <p>1995年4月 株式会社竹中土木 入社<br/>2010年9月 株式会社コール&amp;システム 設立<br/>2015年1月 同社 代表取締役<br/>2018年8月 当社 取締役<br/>2022年7月 PRECOMJAPAN PTE.LTD. Director(現任)<br/>2022年11月 当社 代表取締役<br/>2023年8月 株式会社プレコムマネージメント 代表取締役(現任)<br/>2024年3月 株式会社HOTEL STUDIO 代表取締役(現任)<br/>2024年11月 当社 代表取締役会長 兼 CEO(現任)<br/>当社グループ全体の経営の決定及び業務執行全般、子会社統括</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>PRECOMJAPAN PTE. LTD. Director<br/>株式会社プレコムマネージメント 代表取締役<br/>株式会社HOTEL STUDIO 代表取締役</p> | 238,037株          |

| 候補者<br>番 号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2          | まつなが こういち<br>松永 光市<br>(1971年 5月23日) | 1994年11月 株式会社光通信 入社<br>2004年 4月 株式会社フリード(現：株式会社フォーバル・リアルストレート) 取締役業務本部長<br>2006年 7月 同社 常務取締役 管理本部長 兼 経営企画部長<br>2012年 3月 プレミアムウォーター株式会社 入社<br>2019年 6月 プレミアムウォーター株式会社 取締役副社長<br>2020年 6月 株式会社プレミアムウォーターホールディングス 上級執行役員<br>2021年10月 株式会社ライフセレクト 代表取締役社長<br>2022年 6月 株式会社プレミアムウォーターホールディングス 取締役<br>2023年 9月 当社 執行役員<br>2023年11月 当社 常務取締役<br>2024年11月 当社 代表取締役社長 兼 COO(現任)<br>当社グループ全体の経営の決定及び業務執行全般 | 24,250株           |
| 3          | いちかわ こうへい<br>市川 康平<br>(1987年 3月24日) | 2008年10月 株式会社シティクリエイションホールディングス 入社<br>2016年11月 当社 入社 管理本部長<br>2016年12月 当社 取締役<br>2019年 3月 当社 取締役 兼 部長<br>2022年 8月 合同会社ケアライフ 代表社員(現任)<br>2023年12月 株式会社ホロラボ 取締役(現任)<br>2024年11月 当社 取締役執行役員(現任)<br>LOMグループの経営管理(財務経理関連業務、情報システム及びIR)                                                                                                                                                                | 23,750株           |
|            |                                     | (重要な兼職の状況)<br>合同会社ケアライフ 代表社員<br>株式会社ホロラボ 取締役                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |                   |

| 候補者<br>番 号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所有する<br>当社の株式<br>数 |
|------------|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 4          | やなぎだ たくや<br>柳田 拓也<br>(1989年9月18日) | 2008年 6月 株式会社NEXT 入社<br>2010年 6月 株式会社U-NEXT(現：株式会社TACT)<br>入社<br>2014年 2月 当社 入社<br>2016年 9月 株式会社まるっとチェンジ 代表取締役<br>役<br>2017年12月 Premium Water Million Club株式会社<br>取締役<br>2019年 3月 当社 執行役員<br>2019年 3月 当社 取締役執行役員(現任)<br>当社グループアライアンス事業部門及<br>び販売店統括                                                                                                                                     | 11,333株            |
| 5          | きせん ただちか<br>氣仙 直用<br>(1978年1月7日)  | 2000年 4月 遠藤設備建設株式会社 入社<br>2002年 7月 株式会社テクノサービス 入社<br>2009年 2月 株式会社L-NET 入社<br>2010年 5月 株式会社IPネットサービス 入社<br>2013年 2月 株式会社アズラフォスタ 代表取締役<br>役<br>2016年12月 株式会社パートナー 入社<br>2018年 5月 当社 入社<br>日本総合情報通信株式会社 代表取締役<br>役<br>2018年12月 当社 執行役員<br>2022年 2月 当社 取締役<br>2023年11月 当社 執行役員<br>2024年11月 当社 取締役執行役員(現任)<br>2025年 9月 株式会社テルバル 代表取締役(現任)<br>当社グループ集合住宅向け無料イン<br>ターネット事業部門及び自社商材・<br>サービス統括 | 15,416株            |
| 6          | くきみや しかり<br>久木宮 然<br>(1976年12月2日) | 1997年 4月 株式会社薩摩マツダ(現：株式会社南<br>九州マツダ) 入社<br>2000年 8月 株式会社センチュリー 入社<br>2006年 4月 株式会社ラウンドテーブル 入社<br>2015年 6月 株式会社コール&システム 入社<br>2018年11月 当社 転籍<br>2022年 9月 当社 部長<br>2024年11月 当社 取締役執行役員(現任)<br>当社グループコンタクトセンター事<br>業部門統括                                                                                                                                                                   | 7,166株             |

| 候補者<br>番 号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------|-----------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 7          | くきみや みわ<br>久木宮 美和<br>(1985年1月26日) | <p>2003年 4 月 株式会社大洋食品 入社</p> <p>2005年 9 月 有限会社はらだ 入社</p> <p>2013年 7 月 株式会社プレコムジャパン 取締役</p> <p>2015年 1 月 株式会社コール&amp;システム 取締役</p> <p>2018年 7 月 当社 執行役員</p> <p>2018年 9 月 株式会社コール&amp;システム 代表取締役</p> <p>2018年12月 株式会社まるっとチェンジ 代表取締役</p> <p>株式会社ITサポート 取締役</p> <p>2020年 2 月 当社 取締役</p> <p>株式会社まるっとチェンジ 取締役</p> <p>2022年 7 月 株式会社ブロードバンドコネクション 取締役</p> <p>2023年 9 月 株式会社キャリア 取締役(現任)</p> <p>2023年11月 当社 執行役員</p> <p>2024年 3 月 株式会社HOTEL STUDIO 取締役(現任)</p> <p>2024年11月 当社 取締役執行役員(現任)</p> <p>当社グループの経営管理(会長室、SR<br/>業務及びビジネスマネジメント部門)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>株式会社キャリア 取締役</p> <p>株式会社HOTEL STUDIO 取締役</p> | 24,545株           |

| 候補者<br>番 号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所 有 する<br>当社の株式数 |
|------------|-----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 8          | ながの ひであき<br>長野 成晃<br>(1978年2月15日) | <p>2003年 4月 株式会社光通信 入社</p> <p>2008年 4月 同社 管理本部 財務部 副統轄次長</p> <p>2014年12月 株式会社京王ズホールディングス<br/>代表取締役</p> <p>2015年10月 株式会社プレミアムウォーターホールディングス 執行役員 管理本部長</p> <p>2016年 4月 株式会社ウォーターダイレクト分割<br/>準備会社(現：プレミアムウォーター<br/>株式会社) 代表取締役</p> <p>2016年 6月 株式会社プレミアムウォーターホールディングス 代表取締役CFO</p> <p>2017年 6月 同社 代表取締役CDO<br/>プレミアムウォーター株式会社 取締役</p> <p>2018年 3月 株式会社PWリソース 代表取締役社長<br/>(現任)</p> <p>2019年 4月 株式会社プレミアムウォーターホールディングス 代表取締役CDO兼CFO兼<br/>CIO</p> <p>2019年10月 アンドウォーター株式会社(現：株式<br/>会社ライフセレクト) 代表取締役社長</p> <p>2020年10月 株式会社プレミアムウォーター(現：<br/>プレミアムウォーター中部株式会社)<br/>代表取締役社長</p> <p>2023年10月 当社 執行役員<br/>株式会社DREAMBEER 取締役(現任)</p> <p>2024年 1月 INEST株式会社 取締役(現任)</p> <p>2024年 6月 株式会社プレミアムウォーターホールディングス 取締役CFO(現任)</p> <p>2024年10月 プレミアムウォータープロダクツ株<br/>式会社 取締役(現任)</p> <p>2024年11月 当社 取締役(現任)<br/>当社グループの経営戦略に係るアド<br/>バイス業務</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>株式会社PWリソース 代表取締役社長<br/>株式会社DREAMBEER 取締役<br/>INEST株式会社 取締役<br/>株式会社プレミアムウォーターホールディングス<br/>取締役CFO<br/>プレミアムウォータープロダクツ株式会社 取締役</p> | 3,333株           |

| 候補者<br>番 号 | 氏名<br>(生年月日)                     | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                 | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------|----------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 9          | やの たかふみ<br>矢野 貴文<br>(1990年8月19日) | 2014年 9月 株式会社まとメディア(現：マーケッ<br>トインサイト株式会社) 代表取締役<br>社長<br>2017年 7月 株式会社RUTILEA 代表取締役(現任)<br>2023年11月 当社 取締役(現任)<br>当社グループの経営戦略に係るアド<br>バイス業務<br><br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社RUTILEA 代表取締役 | 1,200株            |

(注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 当社は、会社法第430条の3 第1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容で更新を予定しております。

第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員(3名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名(うち、社外取締役3名)の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------|-----------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | たなか ひろや<br>田中 裕也<br>(1961年10月12日) | 1986年4月 日本板硝子株式会社 入社<br>2006年10月 同社 広報・IR部 グループリーダー<br>2015年9月 同社 総務法務部 グループリーダー<br>2017年7月 同社 監査部 内部監査人<br>2024年11月 株式会社ブロードバンドコネクション 監査役(現任)<br>2024年11月 株式会社キャリア 監査役(現任)<br>2024年11月 当社 監査等委員である取締役(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>株式会社ブロードバンドコネクション 監査役<br>株式会社キャリア 監査役 | 一株                |

| 候補者<br>番 号 | 氏名<br>(生年月日)                    | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 2          | おごき みつる<br>尾崎 充<br>(1964年9月29日) | <p>1997年11月 株式会社アクティバートジャパン<br/>コンサルティング 代表取締役(現任)</p> <p>2008年6月 アクティバートジャパン税理士法人<br/>代表社員(現任)</p> <p>2009年7月 株式会社リブセンス 監査役(現任)</p> <p>2016年12月 当社 監査役</p> <p>2017年3月 アクティバートジャパン人事労務研<br/>究所 所長(現任)</p> <p>2020年1月 アクティバートジャパン行政書士事<br/>務所 所長(現任)</p> <p>2020年7月 アクティバートジャパン公認会計士<br/>共同事務所 統括者(現任)</p> <p>2022年7月 株式会社イメージ・マジック 監査等<br/>委員である取締役(現任)</p> <p>2023年11月 当社 監査等委員である取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/>株式会社アクティバートジャパンコンサルティング<br/>代表取締役<br/>アクティバートジャパン税理士法人 代表社員<br/>アクティバートジャパン人事労務研究所 所長<br/>アクティバートジャパン行政書士事務所 所長<br/>アクティバートジャパン公認会計士共同事務所 統括<br/>者<br/>株式会社リブセンス 監査役<br/>株式会社イメージ・マジック 監査等委員である取締<br/>役</p> | 4,375株            |

| 候補者<br>番 号 | 氏名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 所有する<br>当社の株式数 |
|------------|--------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 3          | いしがみ りんたろう<br>石上 麟太郎<br>(1964年7月20日) | 1997年4月 最高裁判所司法研修所 入所<br>1999年4月 八重洲法律事務所 入所<br>2003年4月 同事務所 パートナー弁護士<br>2006年4月 明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科兼任講師(現任)<br>学校法人成城学園監事<br>2008年8月 石上法律事務所開設 所長(現任)<br>2012年11月 学校法人成城学園 評議員(現任)<br>2017年12月 衆議院議員池田佳隆事務所 政策担当秘書<br>2018年10月 当社 監査役<br>2021年11月 株式会社BUYMA TRAVEL 社外取締役<br>2024年11月 当社 監査等委員である取締役(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科兼任講師<br>石上法律事務所 所長<br>学校法人成城学園評議員 | 一株             |

- (注) 1. 田中裕也氏、尾崎充氏及び石上麟太郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 田中裕也氏、尾崎充氏及び石上麟太郎氏は社外取締役候補者であります。
3. 監査等委員である社外取締役候補者 田中裕也氏、尾崎充氏及び石上麟太郎氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であり、その就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって田中裕也氏が1年、尾崎充氏が9年(当社が監査等委員会設置会社に移行する前に社外監査役として在任していた期間を含みます。)、石上麟太郎氏が1年(但し、石上麟太郎氏は、別途2018年10月から2023年11月まで当社の社外監査役に就任していた期間があります。)となります。
4. 当社は、田中裕也氏、尾崎充氏及び石上麟太郎氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出ております。また、田中裕也氏、尾崎充氏及び石上麟太郎氏が監査等委員である取締役として選任された場合には、改めて独立役員として届け出る予定であります。
5. 田中裕也氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は、米国公認会計士及び行政書士としての専門的な知識及び経験を有しており、これらを活かして、当社の社外取締役として重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。
6. 尾崎充氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は公認会計士及び税理士としての専門的知見を有しており、これらを活かして、当社の社外取締役として重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。
7. 石上麟太郎氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏は、弁護士としての多様な業務経験に加え、明治大学専門職大学院講師、学校法人成城学園の評議員など、幅広い視野に基づく豊富な経験を有しており、これらを活かして、当社の社外取締役として重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。
8. 当社は田中裕也氏、尾崎充氏及び石上麟太郎氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しており、田中裕也氏、尾崎充氏及び石上麟太郎氏の選任が承認された場合には、この責任限定契約を継続いたします。なお、これらの責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める額となります。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締

結し、被保険者が負担することになる、職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容で更新を予定しております。

### 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。また、補欠の監査等委員である取締役選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案については、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況            | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------------------------------|-------------------------------|----------------|
| おがわ ともはる<br>小川 具春<br>(1985年2月21日) | 2008年4月 住友不動産販売株式会社 入社        | 2,500株         |
|                                   | 2016年9月 株式会社オプティマスグループ 入社     |                |
|                                   | 2019年10月 小川行政書士事務所 設立         |                |
|                                   | 2022年2月 当社 監査役                |                |
|                                   | 2022年7月 株式会社ブロードバンドコネクション 監査役 |                |
|                                   | 2023年9月 株式会社キャリア 監査役          |                |
|                                   | 2023年11月 当社 監査等委員である取締役       |                |
|                                   | (重要な兼職の状況)<br>小川行政書士事務所 所長    |                |

- (注) 1. 小川具春氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。  
2. 小川具春氏と当社との間に特別の利害関係はありません。  
3. 当社は、小川具春氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、同氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として届け出る予定であります。  
4. 小川具春氏を監査等委員である社外取締役候補者とした理由は、同氏はカリフォルニア州弁護士及び行政書士としての専門的知見を有しており、これらを活かして、当社の社外取締役として重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たすことが期待できるためであります。  
5. 小川具春氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。  
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害賠償金及び争訟費用等の損害を当該保険契約により填補することとしております。小川具春氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

以 上

# 事業報告

( 2024年9月1日から  
2025年8月31日まで )

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国の経済は、政策効果の下で雇用・所得環境が改善し、インバウンド需要も回復するなど、総じて緩やかな持ち直しが見られました。しかしながら、米国の通商政策や物価上昇の継続、金融・資本市場の変動、原材料・エネルギーコストの高止まり、為替の急変動等が重なり、景気の先行きにはなお不確実性が残っております。

一方、当社を取り巻く事業環境は、核家族化、若者の都心部流入による1人世帯の増加などから、人口は減少しているものの、全国世帯数は当連結会計年度以降の5年間で約450千世帯の増加、特に関東・関西・中部・九州の大都市を含むエリアでは542千世帯の増加が見込まれており、事業環境的には安定した状況が継続されるものと見込んでおります。また、当社グループは、業種業態にこだわらず、あらゆる商品を世の中にまだない販売の手法を考えて新たな市場(ブルーオーシャン)を構築し、独占的に販売することを営業方針として掲げ、既存事業の強化と新たな成長基盤の確立に取り組んでまいりました。

このような環境下で、当連結会計年度の業績は、売上収益15,510,418千円、営業利益1,149,747千円、税引前当期利益1,126,094千円、親会社の所有者に帰属する当期利益674,026千円となりました。

### (2) 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は55,788千円であり、主なものは、本社オフィスの内部造作等であります。

①当連結会計年度中に完了した設備投資の総額49,765千円

②翌期に固定資産として計上される金額6,023千円(東池袋オフィス増設に係る支払額等)

なお、当連結会計年度における重要な設備の除却、売却等はありません。

### (3) 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株予約権の行使による新株発行により、31,415千円の資金を調達いたしました。

### (4) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

①株式の取得

2024年5月22日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、

株式会社SHCを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議するとともに同日付けで株式交換契約を締結いたしました。また、当該株式交換については、2024年7月30日開催の株式会社SHC臨時株主総会において承認を受け、2024年9月1日に効力発生しております。

## ②株式の処分

2025年2月17日開催の取締役会において、当社の完全子会社であった株式会社プレミアムビジネスサポートの全株式を譲渡することを決議するとともに同日付けで株式譲渡契約を締結し、2025年3月1日に当該株式譲渡を実行しました。

## (5)対処すべき課題

当社グループでは、中長期的な企業成長を達成するため、以下の課題に取り組んでいます。

### ①ストック型ビジネスの強化

当社グループでは、主として他社サービス取次により得られるフロー型収益と、自社サービス「まるっとシリーズ」、不動産会社向けの駆けつけサービスの提供、各種業務請負等の提供により顧客から毎月の利用料を得られるストック型収益の2種類の収益を得ております。フロー型収益はストック型収益と比べると一度に得られる手数料の金額が高額であり利益増加に寄与しますが、手数料を得られるのは一度だけであり安定性が十分ではないという課題があります。一方でストック型収益とは、顧客に対してサービスの提供を行い、顧客が契約している限り継続的に利用収入が得られ、新規顧客が増加することで収益が積み上がっていきます。また、複数のサービスを契約して頂くことにより単価が増加しライフタイムバリューの向上が期待できます。

当社グループが提供しているサービスは電気・ガス・宅配水・インターネット回線等の生活に関連するサービスが主なものであり、他社の経営状況や外的要因により一時的に事業活動が制限される状態となった場合でも影響を受けづらく、ストック型収益が増加することで当社グループの安定的な成長に寄与します。

### ②サービス拡充によるライフタイムバリューの向上

現在、当社グループでは自社サービス、他社サービス問わず取り揃え、電気やガスなどの生活インフラサービスを中心に利便性の高いサービスを提供しております。1人の顧客に対する販売機会から得られる収益を最大化することを課題として認識しており、顧客にとって利便性の高いサービスの取扱を拡充することにより顧客満足度を高めるとともに、ライフタイ

ムバリューの向上に努めてまいります。

### ③販売手法の拡充による生産性の向上

販売手法の拡充は顧客数の増加に直結するため、当社グループの事業成長にとって、ライフタイムバリューの向上とともに重要な要素であります。当社グループは主に自社運営のコンタクトセンター、フィールドセールス、Webマーケティング、LINE、SNSを活用した販売活動を展開しており、顧客に合わせた最適なコミュニケーション方法を取り、顧客の利便性向上のみならず、営業生産性も高めております。

#### ④内部管理体制の強化

当社グループは、今後もより一層の事業拡大を見込んでおり、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、今後の事業拡大を見据えた、さらなる内部管理体制強化に取り組んでまいります。

#### ⑤情報管理体制の強化

当社グループは、自社サービスの顧客情報を含む個人情報を取り扱っております。これらの情報につきましては、社内規程の厳格な運用、定期的な社内教育の実施、システム環境の整備などを行うことで厳密に管理しておりますが、今後も重要な課題の1つとして認識し、管理体制の強化に取り組んでまいります。

#### ⑥内部統制の一層の強化

当社グループは、財務報告に係る内部統制に関しまして、その重要性を認識して取り組んでおります。前連結会計年度において、一部経費の計上漏れ及び連結財務諸表作成過程における誤った処理の実施があり、内部統制が有効に機能していないと判断しましたが、当連結会計年度においては、経費に係る計上手続きに対する包括的なモニタリング機能の強化、適切な経理業務に必要な専門知識を有した人材の補充等の組織体制の見直しを図り、内部統制は有効に機能していると判断しております。

今後も引き続き内部統制のより一層の改善に努め、内部統制の有効性を確保してまいります。

## (6) 財産及び損益の状況の推移

### IFRS

| 区 分                  | 第12期<br>2023年8月期 | 第13期<br>2024年8月期 | (当連結会計年度)<br>第14期<br>2025年8月期 |
|----------------------|------------------|------------------|-------------------------------|
| 売 上 収 益(千円)          | 9,350,231        | 11,771,378       | 15,510,418                    |
| 親会社の所有者に帰属する当期利益(千円) | 317,290          | 825,430          | 674,026                       |
| 基本的1株当たり当期利益(円)      | 141.54           | 349.49           | 252.16                        |
| 資 産 合 計(千円)          | 3,903,746        | 9,780,951        | 11,186,814                    |
| 資 本 合 計(千円)          | 1,449,952        | 3,350,137        | 4,354,374                     |

- (注) 1. 第13期よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第12期のIFRSに準拠した数値も併記しております。
2. 基本的1株当たり当期利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
3. 当社は、2025年8月11日付で普通株式1.2株につき1株の割合で株式併合を行っております。第12期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、基本的1株当たり当期利益を算定しております。

### 日本基準

| 区 分                                     | 第11期<br>2022年8月期 | 第12期<br>2023年8月期 |
|-----------------------------------------|------------------|------------------|
| 売 上 高(千円)                               | 6,544,460        | 9,426,815        |
| 親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)(千円) | △54,468          | 326,678          |
| 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)            | △24.24           | 145.73           |
| 総 資 産(千円)                               | 3,023,801        | 3,350,010        |
| 純 資 産(千円)                               | 1,119,911        | 1,475,548        |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 2022年8月期につきましては、事業年度の変更に伴い、2021年12月1日から2022年8月31日までの9か月間となっております。
3. 当社は、2025年8月11日付で普通株式1.2株につき1株の割合で株式併合を行っております。第11期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

(7)重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

| 会 社 名                 | 資 本 金     | 当社の出資比率 | 主要な事業内容                            |
|-----------------------|-----------|---------|------------------------------------|
| 株式会社ブロードバンド<br>コネクション | 10,000 千円 | 100 %   | アライアンス事業、集合<br>住宅向け無料インターネ<br>ット事業 |
| 株式会社キャリア              | 30,000 千円 | 100 %   | アライアンス事業                           |
| 株式会社バンダー              | 10,000 千円 | 100 %   | アライアンス事業、集合<br>住宅向け無料インターネ<br>ット事業 |
| 株式会社HOTEL STUDIO      | 5,000 千円  | 100 %   | ホテル事業                              |
| CITV光株式会社             | 1,000 千円  | 100 %   | 集合住宅向け無料イン<br>ターネット事業              |
| 株式会社SHC               | 10,000 千円 | 100 %   | アライアンス事業、集合<br>住宅向け無料インターネ<br>ット事業 |

③重要な企業結合の状況

2024年9月1日付で株式会社SHCの全株式を取得し、子会社といたしました。

また、2025年3月1日付で株式会社プレミアムビジネスサポートの全株式を譲渡し、当社の子会社ではなくなっております。

④特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

⑤その他

該当事項はありません。

## (8) 主要な事業内容

| 事業                                                         | 主要製品及び事業内容                                            |
|------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|
| アライアンス事業、集合住宅向け無料インターネット事業、コンタクトセンター事業、ホテル事業、リスティング・メディア事業 | 電気、ガス、宅配水、インターネット回線の販売、各種受付、問い合わせ等の顧客対応業務の受託、ホテル運営受託等 |

## (9) 主要な営業所

| 名 称  | 所 在 地  |
|------|--------|
| 東京本社 | 東京都豊島区 |
| 福岡本社 | 福岡県福岡市 |

## (10) 従業員の状況

## ① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数       | 前期末比増減     | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|------------|------------|--------|--------|
| 313名(252名) | 16名減(55名増) | 35.05歳 | 5.98年  |

(注)従業員数は就業人数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、パート及び嘱託社員は( )内に外数で記載しております。

## ② 当社の従業員の状況

| 従業員数      | 前期末比増減   | 平均年齢   | 平均勤続年数 |
|-----------|----------|--------|--------|
| 181名(38名) | 5名増(9名減) | 34.58歳 | 6.27年  |

(注)従業員数は就業人数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、パート及び嘱託社員は( )内に外数で記載しております。

## (11) 主要な借入先

| 借入先          | 借入額        |
|--------------|------------|
| 株式会社みずほ銀行    | 476,140 千円 |
| 株式会社りそな銀行    | 264,440    |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 248,904    |
| 株式会社北海道銀行    | 200,000    |
| 株式会社名古屋銀行    | 179,660    |

## 2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 10,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 2,762,891株(自己株式69,067株を含む)
- (3) 株主数 3,273名
- (4) 大株主

| 株 主 名                  | 持 株 数<br>株 | 持 株 比 率<br>% |
|------------------------|------------|--------------|
| 株式会社プレミアムウォーターホールディングス | 926,416    | 34.39        |
| 渡 辺 誠                  | 238,037    | 8.83         |
| 多 田 敬 祐                | 108,916    | 4.04         |
| 倉 住 強 一 郎              | 84,745     | 3.14         |
| 三 好 伸 和                | 76,463     | 2.83         |
| 米 田 和 史                | 68,005     | 2.52         |
| 深 井 伸 吾                | 63,656     | 2.36         |
| 株式会社 光通信               | 61,166     | 2.27         |
| 清 板 大 亮                | 61,016     | 2.26         |
| 須 田 宗 樹                | 51,267     | 1.90         |

- (注) 1. 当社は、自己株式を69,067株所有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。  
3. 持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は2024年12月16日開催の取締役会の決議に基づき、譲渡制限付株式報酬として新株式の発行をしております。

|                |                                                                                                               |
|----------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 発行期日           | 2025年1月10日                                                                                                    |
| 発行する株式の種類及び数   | 当社普通株式 54,917株                                                                                                |
| 発行価額の総額        | 146,825,200円                                                                                                  |
| 株式の割当対象者及びその人数 | 当社の取締役<br>(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く) 3名 32,167株<br>当社の従業員 1名 250株<br>当社子会社の取締役 4名 17,500株<br>当社子会社の従業員 1名 5,000株 |

(注) 当社は、2025年8月11日付で普通株式1.2株につき1株の割合で株式併合を行っております。発行する株式の種類及び数は、株式併合後の株式数に換算して記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、2025年8月11日付で普通株式1.2株につき1株の割合で株式併合を行っております。自己株式の取得及び株式交換に伴う自己株式の処分については、当該株式併合前の実際の自己株式取得数及び処分数を記載しております。

① 自己株式の取得

2025年1月14日開催の取締役会において、今後のM&A戦略(M&Aや資本業務提携等)の実施に備えるため、取得する株式総数の上限を40,000株、取得価額の総額の上限を100,000千円として2025年1月15日から2025年2月28日の期間に、東京証券取引所における市場買い付けによる方法で当社普通株式を取得する旨の自己株式取得の決議を行い、以下のとおり実施いたしました。

取得した株式の種類及び数 普通株式 28,300株

取得価額の総額 83,875,400円

取得した期間 2025年1月15日から2025年2月28日(約定日ベース)

② 株式交換に伴う自己株式の処分

2024年5月22日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社SHCを株式交換完全子会社とする株式交換を行うことを決議するとともに同日付けで株式交換契約を締結いたしました。また、当該株式交換については、株式交換が効力を生じる時点の直前時の株式会社SHCの株主に対して、その所有する株式会社SHCの普通株式1株につき当社普通株式0.004124株の割合をもって、当社普通株式を割当交付いたしました。なお、当社が割当交付した当社普通株式の合計は82,480株であり、そのうち40,000株を当社が保有

する自己株式を処分し、42,480株は新たに発行しております。

2024年7月30日開催の株式会社SHC臨時株主総会において承認を受け、2024年9月1日に効力発生しております。

③株式併合に伴う発行済株式総数の減少

当社は、2025年8月11日付で普通株式1.2株につき1株の割合で株式併合を行っております。株式併合に伴い発行済株式総数は、3,315,470株から2,762,891株に減少しております。

### 3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

|                        |                   | 第1回新株予約権                                   |
|------------------------|-------------------|--------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 2017年6月15日                                 |
| 新株予約権の数(個)             |                   | 195                                        |
| 目的となる株式の種類             |                   | 普通株式                                       |
| 目的となる株式の数(株)           |                   | 16,185                                     |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個あたり29,631円<br>(1株当たり357円)(注1)       |
| 権利行使期間                 |                   | 自 2019年7月1日<br>至 2027年5月31日                |
| 行使の条件                  |                   | (注2)                                       |
| 役員の保有状況                | 取締役<br>(監査等委員を除く) | 新株予約権の数 100個<br>目的となる株式数 8,300株<br>保有者数 1人 |

|                        |                   | 第2回新株予約権                                  |
|------------------------|-------------------|-------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 2018年6月25日                                |
| 新株予約権の数(個)             |                   | 100                                       |
| 目的となる株式の種類             |                   | 普通株式                                      |
| 目的となる株式の数(株)           |                   | 8,300                                     |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個あたり29,631円<br>(1株当たり357円)(注1)      |
| 権利行使期間                 |                   | 自 2020年8月1日<br>至 2028年6月10日               |
| 行使の条件                  |                   | (注2)                                      |
| 役員の保有状況                | 取締役<br>(監査等委員を除く) | 新株予約権の数 20個<br>目的となる株式数 1,660株<br>保有者数 1人 |

|                        |                   | 第6回新株予約権                                    |
|------------------------|-------------------|---------------------------------------------|
| 発行決議日                  |                   | 2020年6月1日                                   |
| 新株予約権の数(個)             |                   | 382                                         |
| 目的となる株式の種類             |                   | 普通株式                                        |
| 目的となる株式の数(株)           |                   | 31,706                                      |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 |                   | 新株予約権1個あたり119,852円<br>(1株当たり1,444円)(注1)     |
| 権利行使期間                 |                   | 自 2022年7月1日<br>至 2030年5月31日                 |
| 行使の条件                  |                   | (注2)                                        |
| 役員の保有状況                | 取締役<br>(監査等委員を除く) | 新株予約権の数 157個<br>目的となる株式数 13,031株<br>保有者数 1人 |

(注) 1. 当社は、2025年8月11日付で普通株式1.2株につき1株の割合で株式併合を行っております。これにより「目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される

財産の価額」が調整されております。

## 2. 新株予約権の行使条件

- ①新株予約権の割当てを受けたもの(以下「新株予約権者」)は、権利行使時において、当社又は当社子会社の取締役、監査役及び従業員(以下「取締役等」)の地位にあることを要するものとする。ただし、新株予約権者が当社又は当社子会社の都合で取締役等の地位になくなった場合を除くものとする。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権の相続を認めないものとする。
- ③新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ④新株予約権者は、当社普通株式が金融商品取引法上の金融商品取引所に上場した場合に限り新株予約権を権利行使することができる。
- ⑤新株予約権者は、以下の(a)から(f)に掲げる各号の一に該当した場合には、未行使の本新株予約権を行使できなくなるものとする。
  - (a)新株予約権者が当社又は当社子会社の使用人である場合において、当該会社の就業規則に定める出勤停止以上の懲戒処分を受けた場合
  - (b)新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法第331条第1項各号に規定する欠格事由に該当するに至った場合
  - (c)新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続きを経ず、会社法第356条第1項第1号に規定する競業取引を行った場合
  - (d)新株予約権者が当社又は当社子会社の取締役である場合において、会社法上必要な手続きを経ず、会社法第356条第1項第2号又は第3号に規定する利益相反取引を行った場合
  - (e)禁固以上の刑に処せられた場合
  - (f)当社又は当社関係会社の社会的信用を害する行為その他当社又は当社関係会社に対する背信的行為と認められる行為を行った場合

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

## (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、2025年8月11日付で普通株式1.2株につき1株の割合で株式併合を行っております。新株予約権の目的となる株式の種類及び数、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額は、株式併合後の株式数に換算して記載しております。

|              |                           |
|--------------|---------------------------|
| 名称           | 第8回新株予約権(有償ストック・オプション)    |
| 付与対象者の区分及び人数 | 当社代表取締役 1名<br>当社子会社従業員 5名 |
| 発行決議日        | 2023年1月13日                |
| 新株予約権の数(個)   | 730                       |

|                                        |                          |
|----------------------------------------|--------------------------|
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株)                 | 普通株式 60,590              |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数(円)                 | 1個当たり 13,500             |
| 新株予約権の行使期間                             | 2023年1月31日から2033年1月30日まで |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 926<br>資本組入額 463    |
| 新株予約権の行使の条件                            | (注)                      |

(注)新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

- ①本新株予約権を取得した者(以下、「本新株予約権者という。」)は本新株予約権の割当日から2028年1月31日までの期間において、当社の時価総額(次式によって算出するものとする。)が、下記(a)から(c)に記載した条件を充たした場合、付与された本新株予約権のうち、各号に掲げる割合(以下、「行使可能割合」という。)を上限として本新株予約権を行使することができる。  
時価総額＝時価総額の算出日時点の東京証券取引所グロース市場における当社株式の普通取引の終値×時価総額の算出日時点の当社発行済株式総数  
(a)当社の時価総額が100億円を超過した場合：行使可能割合42%  
(b)当社の時価総額が200億円を超過した場合：行使可能割合83%  
(c)当社の時価総額が300億円を超過した場合：行使可能割合100%  
なお、当該行使可能割合の計算において、行使可能となる本新株予約権に1個未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- ②本新株予約権者は、本新株予約権の権利行使時において、当社又は当社関係会社(当社及び当社関係会社を総称して、以下「本関係会社」という。)の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由がある場合であって、本新株予約権の権利行使を認めると取締役会が決議した場合は、この限りではない。
- ③本新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- ④本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑤各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。
- ⑥本新株予約権者に適用のある本関係会社の就業規則その他の諸規則等に違反したと当社が判断し、又は、社会や本関係会社のいずれかに対する背信行為があったと当社が判断した場合、本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができない。

|                        |                                              |
|------------------------|----------------------------------------------|
| 名称                     | 第9回新株予約権(第三者割当による新株予約権の発行及び新株予約権にかかる金銭信託の導入) |
| 新株予約権の割当対象者            | 受託者市川康平(注1)                                  |
| 発行決議日                  | 2023年6月29日                                   |
| 新株予約権の数(個)             | 1,390                                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数(株) | 普通株式 115,370                                 |
| 新株予約権の発行価格(円)          | 1個当たり 1                                      |
| 新株予約権の行使時の払込金額(円)      | 4,530                                        |
| 新株予約権の行使期間             | 2024年12月1日から2033年6月29日まで                     |

|                                        |                           |
|----------------------------------------|---------------------------|
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円) | 発行価格 4,530<br>資本組入額 2,265 |
| 新株予約権の行使の条件                            | (注2)                      |

(注) 1. 本新株予約権は、当社の取締役執行役員財務経理部長である市川康平氏を受託者とする信託に割り当てられ、信託期間満了時点の当社又は当社子会社の従業員等のうち受益者として指定された者に交付されます。

2. 新株予約権の行使の条件に関する事項は次のとおりであります。

① 本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社又は当社の子会社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

② 本新株予約権者が権利行使前に死亡した場合、その相続人は本新株予約権を行使することができない。

③ 本新株予約権者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、本新株予約権を行使することができない。但し、以下の(a)、(c)、(i)号の場合を除き、当社取締役会が合理的に別段の取扱いを行うことについて賛成した場合にはこの限りではない。

(a) 禁錮刑以上の刑に処せられた場合

(b) 当社と競合する業務を営む会社を直接若しくは間接に設立し、又は当該会社の取締役等の役員若しくは使用人に就任する等、名目を問わず当社と競業した場合(但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。)

(c) 法令違反その他不正行為により、当社の信用を損ねた場合

(d) 差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

(e) 支払停止若しくは支払不能となり、又は振出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りになった場合

(f) 破産手続開始、民事再生手続開始その他これらに類する手続開始の申立てがあった場合又は自らこれを申し立てた場合

(g) 就業規則に違反し、懲戒処分を受けた場合

(h) 役員として果たすべき忠実義務等に違反した場合

(i) 反社会的勢力又は反市場勢力に該当する疑いのある場合並びに過去5年以内にこれらに該当した疑いのある場合

④ 本新株予約権者は、当社決算書上の連結損益計算書における営業利益が以下各号に定める基準を満たす場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の個数に対して以下各号に定める割合(以下、「行使可能割合」という。)を乗じた個数(1個未満の端数が生じる場合、これを切り捨てた数とする。)を限度として、本新株予約権を行使することができる。ただし、該当期間において株式報酬費用が計上されている場合には、これらによる影響を営業利益に足し戻すことにより計算された、株式報酬費用控除前の修正営業利益をもって判定するものとし、参照すべき指標の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会で定めるものとする。

(a) 2024年8月期から2028年8月期のいずれかの営業利益が1,000百万円を超過した場合：行使可能割合 5分の2

(b) 2024年8月期から2028年8月期のいずれかの営業利益が2,000百万円を超過した場合：行使可能割合 5分の4

(c) 2024年8月期から2028年8月期のいずれかの営業利益が3,000百万円を超過した場合：行使可能割合 5分の5

#### 4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等(2025年8月31日現在)

| 地 位              | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                       |
|------------------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長<br>兼 CEO | 渡 辺 誠     | 当社グループ全体の経営の決定及び業務執行全般、子会社統括<br>PRECOMJAPAN PTE. LTD. Director<br>株式会社プレコムマネージメント 代表取締役<br>株式会社HOTEL STUDIO 代表取締役                                                                  |
| 代表取締役社長<br>兼 COO | 松 永 光 市   | 当社グループ全体の経営の決定及び業務執行全般                                                                                                                                                             |
| 取締役執行役員          | 市 川 康 平   | LOMグループの経営管理(財務経理関連業務、情報システム及びIR)<br>合同会社ケアライフ 代表社員<br>株式会社ホロラボ 取締役                                                                                                                |
| 取締役執行役員          | 柳 田 拓 也   | 当社グループアライアンス事業部門及び販売店統括                                                                                                                                                            |
| 取締役執行役員          | 氣 仙 直 用   | 当社グループ集合住宅向け無料インターネット事業部門及び自社商材・サービス統括                                                                                                                                             |
| 取締役執行役員          | 久 木 宮 然   | 当社グループコンタクトセンター事業部門統括                                                                                                                                                              |
| 取締役執行役員          | 久 木 宮 美 和 | 当社グループの経営管理(会長室、SR業務及びビジネスマネジメント部門)<br>株式会社キャリア 取締役<br>株式会社HOTEL STUDIO 取締役                                                                                                        |
| 取 締 役            | 長 野 成 晃   | 当社グループの経営戦略に係るアドバイ業務<br>株式会社PWリソース 代表取締役社長<br>株式会社DREAMBEER 取締役<br>INEST株式会社 取締役<br>株式会社プレミアムウォーターホールディングス 取締役CFO<br>プレミアムウォータープロダクツ株式会社 取締役                                       |
| 取 締 役            | 矢 野 貴 文   | 当社グループの経営戦略に係るアドバイ業務<br>株式会社RUTILEA 代表取締役                                                                                                                                          |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 田 中 裕 也   | 株式会社ブロードバンドコネクション 監査役<br>株式会社キャリア 監査役                                                                                                                                              |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 尾 崎 充     | 株式会社アクティバートジャパンコンサルティング 代表取締役<br>アクティバートジャパン税理士法人 代表社員<br>株式会社リブセンス 監査役<br>アクティバートジャパン人事労務研究所 所長<br>アクティバートジャパン行政書士事務所 所長<br>アクティバートジャパン公認会計士共同事務所 統括者<br>株式会社イメージ・マジック 取締役(監査等委員) |
| 取 締 役<br>(監査等委員) | 石 上 麟 太 郎 | 明治大学専門職大学院グローバルビジネス研究科兼任講師<br>石上法律事務所 所長<br>学校法人成城学園評議員                                                                                                                            |

(注) 1. 田中裕也、尾崎充及び石上麟太郎の三氏は、社外取締役であります。

2. 当社は、田中裕也氏、尾崎充氏及び石上麟太郎氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役

- 員として届け出ております。
3. 当社は、監査等委員会が重要な会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部監査室による事業所往査への一部立ち合いを行いその内容について適宜情報共有を行うことにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
  4. 監査等委員田中裕也氏は、米国公認会計士及び行政書士としての専門的な知識及び経験を有しており、また、上場会社での内部監査、経営企画、IR等の多様な業務経験を有するものであります。
  5. 監査等委員尾崎亮氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
  6. 監査等委員石上麟太郎氏は、弁護士資格を有しており、企業のコンプライアンス及びガバナンスに関する専門的な知見を有するものであります。
  7. 当社は、社外役員を選任するための独立性に関する基準又は方針を設けておりませんが、その選任に際しては、会社法に定める社外性の要件及び株式会社東京証券取引所の独立性に関する判断基準等を参考にしております。

## (2)責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

## (3)補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

## (4)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の役員(取締役及び監査役)、執行役員及び管理職従業員を被保険者とする、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を、保険会社との間において、当社保険料負担にて締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約にて補填いたします。

## (5)当事業年度に係る取締役の報酬等

### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役の報酬等の額の決定に関する方針を定めており、その内容は2023年11月28日に取締役会で決議した役員報酬規程に定めております。

役員の報酬等の決定方法は、株主総会で決定された報酬限度額の範囲内で、それぞれの委嘱内容、貢献度、世間水準及び従業員給与とのバランスを考慮し、各取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、この①において「取締役」という。)の報酬については、取締役会の決議により代表取締役会長 兼 CEOに決定を委任し、監査等委員である取締役の報酬については監査等委員の協議により決定する方法であります。取締役の報酬は月額報酬(固定報酬)と賞与、株式報酬(譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬)で構成され、監査等委員である取締役の報酬は月額報酬(固定報酬)で構成され

ており、業績連動報酬制度は採用しておりません。

常勤取締役の月額報酬は、役職毎に定める報酬水準の範囲内(おおむね、取締役については、従業員給与の最高額の1.4倍～4.0倍の範囲、監査等委員である取締役については、0.6～1.3倍の範囲)としております。また、非常勤取締役の月額報酬は、その役員の社会的地位及び貢献度を考慮しております。なお、取締役の賞与は、会社の業績、委嘱内容及び貢献度を考慮しております。

#### ②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬等については、2023年11月28日開催の第12回定時株主総会において取締役(監査等委員である取締役を除く。)と監査等委員である取締役を区別し、それぞれの報酬限度額を取締役(監査等委員である取締役を除く。)は年額2億円以内、監査等委員である取締役は年額3千万円以内とすることを決議しております。当該定時株主総会終結時の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は5名(うち社外取締役は0名)、監査等委員である取締役は3名(うち社外取締役3名)です。

また、上記の報酬限度額とは別枠で、同じく2023年11月28日開催の第12回定時株主総会において、監査等委員である取締役以外の取締役(社外取締役を除く。)に対する株式報酬として譲渡制限付株式報酬及び業績連動型株式報酬を導入すること、それぞれの総額は年額2億円以内とすることを決議しております。当該定時株主総会終結時の監査等委員である取締役以外の取締役(社外取締役を除く。)は5名です。

#### ③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、各取締役の評価を行うのは、当社の業績を全体的かつ俯瞰的に把握している代表取締役会長 兼 CEOが最も適していると判断し、当該事業年度における個別報酬については、取締役会の決議により、代表取締役会長 兼 CEO渡辺誠に対して、その報酬額の決定を委任しております。なお、かかる個人別の報酬額の決定においては、他の取締役と協議、議論を行う等の措置を講じることにより、代表取締役会長 兼 CEOの恣意性が介在する余地を小さくしております。

#### ④当該事業年度に係る個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当該事業年度における個別報酬については、代表取締役会長 兼 CEOが取締役会において必要な説明を行った上で、代表取締役会長 兼 CEO一任の決議を経た上で、当該方針に従い、個々の委嘱内容、貢献度、社会的地位等を総合的に勘案して決定を行っていることから、取締役会としては当該決定方針に沿うものであると判断しております。

## ⑤取締役の報酬等の総額

| 役員区分                       | 報酬等の<br>総額<br>(千円) | 報酬等の種類別の総額(千円)     |          |               | 対象となる<br>役員の員数<br>(人) |
|----------------------------|--------------------|--------------------|----------|---------------|-----------------------|
|                            |                    | 基本報酬               | 業績連動報酬等  | 非金銭報酬等        |                       |
| 取締役(監査等委員を除く)<br>(うち社外取締役) | 132,619<br>(-)     | 67,644<br>(-)      | -<br>(-) | 64,975<br>(-) | 10<br>(-)             |
| 取締役(監査等委員)<br>(うち社外取締役)    | 13,680<br>(13,680) | 13,680<br>(13,680) | -<br>(-) | -<br>(-)      | 5<br>(5)              |

(注)非金銭報酬等については、2023年11月28日開催の第12回定時株主総会の決議において導入した譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当事業年度中において費用計上した額を記載しております。

## (6)社外役員に関する事項

### ①重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先は「(1)取締役の氏名等(2025年8月31日現在)」のとおりであります。なお、当社と各社外役員の各兼職先との間に重要な取引その他の関係はありません。

### ②主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

### ③当事業年度における主な活動状況

#### (ア)取締役会への出席状況及び発言状況

| 区分             | 氏名      | 活動状況                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------|---------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) | 田 中 裕 也 | 社外取締役就任後に開催の取締役会22回すべて及び監査等委員会12回すべてに出席いたしました。行政書士としての専門的な知識及び経験、上場会社での内部監査、経営企画、IR等の多様な業務経験に基づき、経営から独立した客観的及び中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言及び提言を適宜行っております。また、監査等委員会においては、独立の立場で、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っております。 |

| 区分             | 氏名        | 活動状況                                                                                                                                                                                                      |
|----------------|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役<br>(監査等委員) | 尾 崎 充     | 当事業年度開催の取締役会35回すべて及び監査等委員会20回すべてに出席いたしました。取締役会においては、公認会計士及び税理士としての専門的知見に基づき、経営から独立した客観的及び中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言及び提言を適宜行っております。また、監査等委員会においては、独立の立場で、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っております。 |
| 取締役<br>(監査等委員) | 石 上 麟 太 郎 | 社外取締役就任後に開催の取締役会22回すべて及び監査等委員会12回すべてに出席いたしました。弁護士としての専門的知見に基づき、経営から独立した客観的及び中立的な立場から、取締役会の意思決定の妥当性及び適正性を確保するための助言及び提言を適宜行っております。また、監査等委員会においては、独立の立場で、監査の方法、監査結果についての意見交換及び重要事項の協議等を行っております。              |

(イ)社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

| 氏名        | 果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                     |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 田 中 裕 也   | 行政書士としての専門的な知識及び経験並びに上場会社での内部監査、経営企画、IR等の多様な業務経験から豊富な知見を有しており、これらを活かして、客観性及び中立性の観点から経営監視機能を果たしており、当社の社外取締役として重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たしております。 |
| 尾 崎 充     | 公認会計士及び税理士としての専門的な知識及び経験並びに企業経営者としての豊富及び幅広い知見を有しており、これらを活かして、客観性及び中立性の観点から経営監視機能を果たしており、当社の社外取締役として重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たしております。           |
| 石 上 麟 太 郎 | 弁護士としての企業法務及びコーポレート・ガバナンスに関する豊富な見識と実績を有しており、これらを活かして、当社のコーポレート・ガバナンスの強化の観点から経営監視機能を果たしており、当社の社外取締役として重要事項の決定及び経営執行の監督に十分な役割を果たしております。         |

## 5. 会計監査人に関する事項

### (1) 会計監査人の名称

フェイス監査法人

### (2) 報酬等の額

|                     | 支払額       |
|---------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 50,000 千円 |

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (3) 会計監査人との責任限定契約に関する事項

当社と会計監査人に関する責任限定契約を締結することのできる旨の規定は、定款上定めておりません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査等委員会は当事業年度における会計監査人の選任の適否に関する検討を行い、より適切な監査体制の整備が必要であると判断した場合等には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、株主総会に付議するよう取締役会に請求いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当すると判断した場合には、会計監査人を解任し、解任後最初に招集される株主総会において、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役が会計監査人解任の旨及びその理由を報告いたします。

## 6. 会社の体制及び方針

(1)取締役(監査等委員である取締役を除く。 )の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の業務の適正を確保するための体制

①取締役(監査等委員である取締役を除く。 )の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- a. 取締役(監査等委員である取締役を除く。 )及び使用人の業務執行が、法令・定款及び当社の経営理念を遵守することが企業経営における最優先事項と位置付け「リスク・コンプライアンス規程」を定める。
- b. コンプライアンス活動を徹底させるため、会長を担当役員とするリスク・コンプライアンス委員会を設置し、全社的な取り組みを行う。
- c. 内部監査室を設置し、会長が承認した監査計画に基づき、業務執行部門の活動全般に関して内部監査を実施し、監査結果を社長に報告するとともに監査等委員である取締役に報告する。
- d. 違反行為や疑義のある行為等を役員及び使用人が直接通報できる内部通報窓口を社内外に設置し運営する。
- e. 取締役会は、適正な財務報告を作成することが社会的信用の維持・向上のために極めて重要であることを認識し、財務報告の適正性を確保するため、財務報告の作成過程において虚偽記載並びに誤謬等が生じないように実効性のある内部統制を構築する。
- f. 経営審議会は、今後の事業発展に向けた忌憚のない協議の場とし、重要事項について多角的な視点から議論を行い、適宜、経営会議及び取締役会に報告・提言され、迅速かつ適切な経営判断に資するものと位置付けし運営する。

②取締役(監査等委員である取締役を除く。 )の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- a. 文書管理規程に基づき、管理責任者は次の各号に定める文書(電磁的記録を含む。以下同じ。 )に関連資料とともに保存する。
  - (a)株主総会議事録及び関連資料
  - (b)取締役会議事録及び関連資料
  - (c)経営会議議事録及び関連資料
  - (d)取締役(監査等委員である取締役を除く。 )が主催するその他の重要な会議の議事録及び関連資料
  - (e)その他取締役(監査等委員である取締役を除く。 )の職務の執行に関する重要な文書
- b. 前号の他、会社業務に関する文書の保存及び管理については「文書管理規程」に基づき適正に保存・管理する。
- c. 当社が保存又は管理する電磁的記録については、「情報セキュリティ基本規程」に基づきセキュリティを確保し、情報の毀損や外部への流出を防止する。

- d. 取締役及び監査等委員である取締役は各業務執行部門が保存及び管理する情報を常時、直接、閲覧・謄写又は複写することができる。
- ③損失の危機の管理に関する規程その他の体制
- a. リスク管理に関しては「リスク・コンプライアンス規程」を制定し、リスク管理の最高責任者を会長とすると同時に、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、リスク管理を効果的かつ効率的に実施する。
- ④取締役(監査等委員である取締役を除く。)の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a. 取締役会は、原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。
- b. 取締役の職務執行状況については、適宜、取締役会に対して報告する。
- c. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人の職務権限の行使は、「職務権限規程」に基づき適正かつ効率的に行う。
- ⑤当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a. グループ会社の経営については、各社の自主性を尊重しつつ、当社が制定した「関係会社管理規程」の遵守を求める。
- ⑥監査等委員である取締役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項
- a. 監査等委員である取締役の業務を補助すべき使用人を置くこと及び置く場合の員数については、取締役会の協議の上で決定する。
- b. 前項の使用人が監査等委員である取締役の職務を補助する際には、取締役の指示命令を受けないものとする。
- ⑦取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人が監査等委員である取締役に報告するための体制その他監査等委員である取締役への報告に関する体制
- a. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び使用人は、監査等委員である取締役の求めに応じて、随時その職務の執行状況その他に関する報告を行う。
- b. 会長室長、経営企画室長等は、その職務の内容に応じ、定期的に監査等委員である取締役に対する報告を行う。
- c. 監査等委員である取締役は、取締役会に出席するほか、経営会議等の重要な会議に出席する。

⑧その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- a. 監査等委員である取締役は月1回定時に監査等委員会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換及び協議を行うとともに、内部監査室から定期的に監査に関する報告を受け、意見交換を行う。
- b. 監査等委員である取締役が職務の執行のために合理的な費用の支払いを求めたときは、これに応じる。

⑨反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

- a. 反社会的勢力とは関係を持たないことをコンプライアンス方針として定めており、毅然とした姿勢で対応する。
- b. 反社会的勢力による不当要求事案等の発生時は、会長室を対応部署とし、警察等関連機関とも連携して対応する。
- c. 事業に関わる契約を締結する際には、取引先が反社会的勢力又はそれと関わりがある個人・法人等でないことの確認を行う。
- d. 事業に関わる契約を締結する際には、双方において反社会的勢力又は関わりのある個人・法事等でないことを約し、後に違背が発覚した際には、契約の解除とともに損害賠償請求義務を負うなどの「反社会的勢力の排除規定」等を契約書面にて交わす。

(2)業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は上記の内部統制システムの整備を行い、取締役会のほか、リスク・コンプライアンス委員会及び経営審議会を開催し、継続的に経営上のリスクについて検討しております。それらにより、必要に応じて、諸規程及び業務の見直しを実施し、内部統制システムの実効性を向上させております。

また、監査等委員である取締役は、監査等委員監査のほか、管理職者の面談や経営会議などの社内の重要な会議への出席を通じて、業務執行の状況やコンプライアンスに関するリスクを監視できる体制を整備しております。内部監査室も内部監査の定期的な実施により、日々の業務が法令・定款、社内規程に違反していないかを検証しております。

(3)株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

#### (4) 剰余金の配当の決定に関する方針

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つと認識し、将来の持続的な成長に必要な事業投資等や、財政状態及び経営成績並びに経営全般の状況を総合的に勘案し、利益配当を行っていく方針であります。

この基本方針に基づき、当期配当金につきましては、2025年8月期通期業績については概ね予定どおり推移したことから、期末配当金は1株当たり12円(中間配当金実績は10円)とさせていただきます。

なお、次期の1株当たり配当予想は30円(中間配当金18円、期末配当金12円)とすることを決定いたしました。

(注)当社は2025年8月11日付で普通株式1.2株につき1株の割合で株式併合を行っております。当期中間配当金については、当該株式併合前の実際の配当金の額を記載しております。

~~~~~  
(注)本事業報告中の記載金額・株数は、表示単位未満を四捨五入して表示しております。

連 結 財 政 状 態 計 算 書

(2025年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	5,634,855	流 動 負 債	4,011,483
現金及び現金同等物	3,063,874	営業債務及びその他の債務	1,669,564
営業債権及びその他の債権	2,303,372	社 債 及 び 借 入 金	812,043
棚 卸 資 産	34,623	リ ー ス 負 債	194,016
そ の 他 の 金 融 資 産	85,606	未 払 法 人 所 得 税	416,680
そ の 他 の 流 動 資 産	147,380	返 金 負 債	347,258
非 流 動 資 産	5,551,960	引 当 金	43,791
有 形 固 定 資 産	252,915	そ の 他 の 流 動 負 債	528,131
使 用 権 資 産	1,690,816	非 流 動 負 債	2,820,958
の れ ん	2,047,409	社 債 及 び 借 入 金	1,128,381
無 形 資 産	737,832	リ ー ス 負 債	1,509,299
投 資 不 動 産	61,544	引 当 金	60,958
そ の 他 の 金 融 資 産	612,156	繰 延 税 金 負 債	109,019
繰 延 税 金 資 産	137,361	そ の 他 の 非 流 動 負 債	13,301
そ の 他 の 非 流 動 資 産	11,926	負 債 合 計	6,832,441
		(資 本 の 部)	
		親会社の所有者に帰属する持分	4,354,373
		資 本 金	102,603
		資 本 剰 余 金	2,099,177
		利 益 剰 余 金	2,315,316
		自 己 株 式	△228,718
		その他の資本の構成要素	65,996
		非 支 配 持 分	1
		資 本 合 計	4,354,374
資 産 合 計	11,186,814	負 債 資 本 合 計	11,186,814

(注)記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(2024年9月1日から)
(2025年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 収 益	15,510,418
売 上 原 価	4,487,891
売 上 総 利 益	11,022,527
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	9,980,260
そ の 他 の 収 益	119,617
そ の 他 の 費 用	12,137
営 業 利 益	1,149,747
金 融 収 益	29,209
金 融 費 用	52,861
税 引 前 当 期 利 益	1,126,094
法 人 所 得 税 費 用	452,069
当 期 利 益	674,026
当 期 利 益 の 帰 属	
親 会 社 の 所 有 者	674,026
非 支 配 持 分	△1
当 期 利 益	674,026

(注)記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

連 結 持 分 変 動 計 算 書

(2024年9月1日から
2025年8月31日まで)

(単位：千円)

	親会社の所有者に帰属する持分					
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	その他の 資本の 構成要素	合計
2024年9月1日残高	415,982	1,447,021	1,673,326	△248,997	62,803	3,350,136
当 期 利 益	—	—	674,026	—	—	674,026
その他の包括利益	—	—	—	—	△1,704	△1,704
当期包括利益	—	—	674,026	—	△1,704	672,323
新 株 の 発 行	89,120	89,120	—	—	—	178,240
自己株式の取得	—	—	—	△85,641	—	△85,641
配 当 金	—	—	△32,157	—	—	△32,157
株 式 報 酬 取 引	—	—	—	—	5,474	5,474
新株予約権の増減	—	458	—	—	△458	1
利益剰余金への振替	—	—	120	—	△120	—
株式交換による変動	—	160,078	—	105,920	—	265,998
減 資	△402,500	402,500	—	—	—	—
所有者との 取引額等合計	△313,380	652,156	△32,037	20,279	4,896	331,915
2025年8月31日残高	102,603	2,099,177	2,315,316	△228,718	65,996	4,354,373

	非支配持分	資本合計
2024年9月1日残高	1	3,350,137
当 期 利 益	△1	674,026
その他の包括利益	—	△1,704
当期包括利益	△1	672,322
新 株 の 発 行	—	178,240
自己株式の取得	—	△85,641
配 当 金	—	△32,157
株 式 報 酬 取 引	—	5,474
新株予約権の増減	—	1
利益剰余金への振替	—	—
株式交換による変動	—	265,998
減 資	—	—
所有者との 取引額等合計	—	331,915
2025年8月31日残高	1	4,354,374

(注)記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

連結注記表

連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準(以下「IFRS」という。)に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数

連結子会社の数 7社

連結子会社の名称

株式会社ブロードバンドコネクション

株式会社キャリア

株式会社ベンダー

株式会社HOTEL STUDIO

CITY光株式会社

株式会社SHC

第9回新株予約権信託

なお、株式会社SHCについては、株式の取得により連結子会社としたため、当連結会計年度より連結子会社に含めております。

また、連結子会社であった株式会社プレミアムビジネスサポートについては、当連結会計年度中に全株式の譲渡により子会社でなくなったため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

該当事項はありません。

3. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

4. 連結子会社の事業年度に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

5. 会計方針に関する事項

(1) 連結の基礎

子会社

連結計算書類には、すべての子会社を含めております。子会社とは、当社グループにより支配されている企業(パートナーシップ等の法人格のない事業体を含む。)であります。当社グループがある企業への関与により生じる変動リターンに対するエクスポージャー又は権利を有し、かつ、当該企業に対するパワーにより当該リターンに影響を及ぼす能力を有している場合に、当社グループは当該企業を支配していると判断しております。

子会社の決算日が当社と異なる場合には、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく子会社の財務数値を用いております。当社及び子会社は、類似の状況における同様の取引及び事象に関し、統一した会計方針を適用しております。

子会社の財務諸表は、当社グループが支配を獲得した日から支配を喪失する日まで、連結の対象に含めております。支配を喪失した場合には、支配の喪失から生じた利得又は損失は純損益で認識しております。

当社グループ会社間の債権債務残高及び取引高、並びに当社グループ会社間によって発生した未実現損益は、連結計算書類の作成にあたり消去しております。包括利益合計は、非支配持分が負の残高となる場合であっても、親会社の所有者と非支配持分とに帰属させております。

子会社に対する所有持分の変動のうち、子会社に対する支配の喪失とならないものについては、資本取引として処理しております。支配を喪失した場合には、支配の喪失から生じた利得又は損失は純損益で認識しております。

(2) 企業結合

当社グループの企業結合は、取得法を用いて会計処理しております。

取得対価は、被取得企業の支配と交換に移転した資産、引き受けた負債及び当社グループが発行した資本性金融商品の取得日における公正価値の合計額で測定しております。

被取得企業の識別可能な資産、負債及び偶発負債は、次を除いて、取得日の公正価値で測定しております。

繰延税金資産(又は繰延税金負債)及び従業員給付契約に関連する負債又は資産は、それぞれIAS第12号「法人所得税」及びIAS第19号「従業員給付」に従って認識し測定しております。

取得対価が識別可能な資産及び負債の正味価額を超過する場合は、のれんとして認識しております。

非支配持分は、公正価値で測定するか又は識別可能な純資産の認識金額の比例持分で測定するかを個々の企業結合ごとに選択しております。

企業結合を達成するために発生した取得関連コストは、発生時に費用として認識しております。

企業結合の当初の会計処理が、企業結合が生じた報告期間の末日までに完了しない場合、会計処理が完了していない項目については、暫定的な金額で連結計算書類を作成しております。測定期間中、取得日時点で存在し、それを知っていたならば取得日時点で認識した金額の測定に影響したであろう事実及び状況について入手した新しい情報の反映をするために、取得日時点で認識した暫定的な金額を適正しております。測定期間は取得日から1年を超えない期間であります。

共通支配下における企業結合とは、すべての結合企業又は結合事業が最終的に企業結合の前後で同じ当事者によって支配され、その支配が一時的なものではない企業結合をいいます。当社グループは共通支配下における企業結合取引について、帳簿価額に基づき会計処理をしております。

(3) 外貨換算

外貨建取引は、当初認識時に取得日の為替レートにより機能通貨に換算しております。期末日における外貨建貨幣性項目は期末日の為替レートを用いて機能通貨に換算し、外貨建非貨幣性項目は取得原価で測定されているものは取引日の為替レート、公正価値で測定されているものは、公正価値が測定された日の為替レートを用いて換算しております。

貨幣性項目の為替差額は、発生する期間の純損益に認識しております。ただし、非貨幣性項目の利得又は損失がその他の包括利益に認識される場合は、当該為替差額もその他の包括利益に認識しております。

(4) 金融商品

① 非デリバティブ金融資産

a. 当初認識及び測定

当社グループでは、非デリバティブ金融資産は、契約条項の当事者となった取引日に当初認識しております。営業債権及びその他の債権については、これらの発生日に当初認識しております。

当社グループは、金融資産について、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類し、当初認識時にその分類を決定しております。

金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される場合を除き、公正価値に取引コストを加算した金額で測定しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の取引コストは、純損益で認識しております。

(a)償却原価で測定する金融資産

以下の条件をともに満たす場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

(b)その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

以下の要件を満たす場合にその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に分類しております。

- ・契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

償却原価で測定する金融資産、又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産以外の金融資産のうち、当初認識時に事後の公正価値の変動をその他の包括利益で表示するという取消不能の選択をした資本性金融資産につきましては、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に分類しております。

(c)純損益を通じて公正価値を測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産以外の金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

b. 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a)償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しております。

また、償却原価で測定する金融資産に係る利息発生額は「金融収益」の一部として当期の純損益として認識しております。

(b)その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に係る公正価値の変動額は、減損利得又は減損損失及び為替差損益を除き、当該金融資産の認識の中止が行われるまで、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、過去に認識したその他の包括利益は純損益に振り替えております。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産に係る公正価値の変動額は、その他の包括利益として認識しております。当該金融資産の認識の中止が行われる場合、又は公正価値が著しく下落した場合、過去に認識したその他の包括利益は利益剰余金に直接振り替えております。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益として当期の純損益に認識しております。

(c)純損益を通じて公正価値を測定する金融資産

純損益を通じて公正価値を測定する金融資産については、当初認識後は公正価値で測定し、その変動額は純損益として認識しております。

c. 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産については、予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。当社グループは、報告期間ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価しており、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12か月の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権及びその他の債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識しております。

信用リスクが著しく増加しているか否かの評価を行う際には、期日経過情報のほか、当社グループが合理的に利用可能かつ裏付け可能な情報(内部格付、外部格付等)を考慮しております。

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべきすべての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいるすべてのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しており、一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない加重平均金額、貨幣の時間価値及び過去の事象、現在の事象及び将来の予測についての、報告日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報を反映する方法で見積っております。

金融資産に係る貸倒引当金の繰入額は、純損益で認識しております。貸倒引当金を減額する事象が生じた場合は、貸倒引当金戻入額を純損益で認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産に対する貸倒引当金の繰入額は、その他の包括利益で認識しております。

d. 認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は当社グループが金融資産を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてを移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

②非デリバティブ金融負債

a. 当初認識及び測定

当社グループは、非デリバティブ金融負債について、純損益を通じて公正価値で測定する金融負債と償却原価で測定する金融負債に分類し、当初認識時にその分類を決定しております。

当社グループでは、非デリバティブ金融負債は、契約条項の当事者となった取引日に当初認識しております。

当初認識時において、すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、直接帰属する取引コストを控除した金額で測定しております。

b. 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a)償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債については、割引の効果の重要性が乏しい金融負債を除き、当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しております。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の純損益として認識しております。

(b)純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、当初認識後は公正価値で測定し、公正価値の変動については当期の純損益として認識しております。

c. 認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止しております。

③金融商品の相殺

金融資産と金融負債は、当社グループが残高を相殺する法的な権利を有し、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有する場合にのみ、連結財政状態計算書上で相殺し、純額で表示しております。

(5)現金及び現金同等物

現金及び現金同等物は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3か月以内に償還期限の到来する短期投資から構成されております。

(6)棚卸資産

棚卸資産は、取得原価で測定しておりますが、正味実現価額が取得原価より下落している場合には、当該正味実現可能価額で測定し、取得原価との差額を原則として売上原価に認識しております。取得原価は主として総平均法に基づいて算定しております。正味実現可能価額は通常の事業の過程における見積売価から販売に要する見積コストを控除した額としております。

(7)有形固定資産(使用権資産を除く)

有形固定資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

取得原価には、資産の取得に直接関連する付随コスト及び資産の原状回復コストが含まれております。

減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、主として定額法で計上しております。主要な有形固定資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

建物	34～39年
建物附属設備	3～18年
機械及び装置	15年
車両運搬具	2～6年
工具、器具及び備品	3～15年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かい適用しております。

(8)のれん及び無形資産(使用権資産を除く)

①のれん

のれんの当初認識時における測定は、「(2) 企業結合」に記載のとおりであります。
当初認識後ののれんは、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しております。
減損については、「(11) 非金融資産の減損」に記載のとおりであります。

②無形資産

のれん以外の無形資産は、原価モデルを採用し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

a. 個別に取得した無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

b. 企業結合で取得した無形資産

企業結合で取得した無形資産の取得原価は、取得日現在の公正価値で測定しております。

c. 自己創設無形資産(開発資産)

開発(又は内部プロジェクトの開発局面)における支出は、以下のすべてを立証できる場合に限り資産として認識することとしており、その他の支出はすべて発生時に費用処理しております。

- ・ 使用又は売却できるように無形資産を完成させることの技術上の実行可能性
- ・ 無形資産を完成させ、さらにそれを使用又は売却するという企業の意図
- ・ 無形資産を使用又は売却できる能力
- ・ 無形資産が蓋然性の高い将来の経済的便益を創出する方法
- ・ 無形資産の開発を完成させ、さらにそれを使用又は売却するために必要となる、適切な技術上、財務上及びその他の資源の利用可能性
- ・ 開発期間中の無形資産に起因する支出を、信頼性をもって測定できる能力

耐用年数を確定できる無形資産に係る償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しております。償却は、当該資産が使用可能となった時点に開始しております。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

ソフトウェア	5年
顧客関連資産	6～11年
その他の無形資産	8～10年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かい適用しております。

(9)リース

当社グループは、契約開始時に、当該契約がリース又はリースを含んだものであるかどうかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでおります。

①借手としてのリース

契約がリースであるか又はリースを含んでいる場合、借手としてのリース取引は、リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しております。

リース負債はリース開始日において同日現在で支払われていないリース料の現在価値で測定し、使用権資産はリース負債の当初測定額に当初直接コスト等を加えた額で測定しております。

リース取引による使用権資産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。使用権資産は、見積耐用年数又はリース期間のいずれか短い期間にわたって定額法により減価償却しております。リース期間は、リースの解約不能期間に、行使することが合理的に確実な延長オプション又は行使しないことが合理的に確実な解約オプションの期間を加えて決定しております。リース負債に係る金利費用は、使用権資産に係る減価償却費と区分して、金融費用に含めております。

なお、リース期間が12か月以内のリース取引及び原資産が少額のリース取引は、使用権資産及びリース負債を認識せず、当該リースに関連したリース料をリース期間にわたり規則的に費用として認識しております。

②貸手としてのリース

当社グループがリースの貸手である場合、リース契約時にそれぞれのリースをファイナンス・リース又はオペレーティング・リースに分類しております。それぞれのリースを分類するにあたり、当社グループは、原資産の所有に伴うリスクと経済価値が実質的にすべて移転するか否かを総合的に評価しております。移転する場合はファイナンス・リースに、そうでない場合はオペレーティング・リースに分類しております。

当社グループが中間の貸手である場合、ヘッドリースとサブリースを別個に会計処理します。サブリースの分類は、ヘッドリースが短期リースである場合には、オペレーティング・リースに分類し、それ以外の場合には、原資産ではなくヘッドリースから生じる使用権資産を参照して分類しております。

a. ファイナンス・リース

リースの開始日において、ファイナンス・リースに基づいて保有している資産は、正味リース投資未回収額に等しい金額で債権として表示しております。ファイナンス・リースに係る金融収益は、「(17)収益認識 ②ファイナンス・リース(貸手)の収益」を参照ください。

b. オペレーティング・リース

オペレーティング・リースに係るリース収益は、「(17)収益認識 ③オペレーティング・リース(貸手)の収益」を参照ください。

(10)投資不動産

投資不動産は、賃貸収益もしくは資本増価又はその両方を目的として保有する不動産であります。当初認識後、投資不動産は、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

投資不動産の取得原価から残存価額を控除した償却可能額を耐用年数にわたって、主として定額法により償却しております。投資不動産の種類別の耐用年数は、以下のとおりであります。

建物	22～34年
建物付属設備	15年

投資不動産の残存価額、耐用年数及び減価償却方法は連結会計年度末日ごとに見直しを行い、必要に応じて改定しております。

(11)非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産については、報告期間ごとに資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価しております。減損の兆候が存在する場合には、当該資産の回収可能価額を見積っております。減損の兆候の有無に係らず、見積耐用年数を確定できない無形資産又は未だ使用可能ではない無形資産、及び企業結合で取得したのれんについては毎期減損テストを実施しております。

減損テストにおいて、企業結合により取得したのれんは、取得日以降、取得企業の資金生成単位又は資金生成単位グループで、企業結合のシナジーから便益を得ることが期待されるものに配分しております。のれんが配分される当該資金生成単位又は資金生成単位グループのそれぞれは、のれんが内部管理目的でモニターされている企業内の最小の単位で、かつ事業セグメントよりも大きくありません。のれんは、企業結合のシナジー効果によりキャッシュ・フローの獲得への貢献が期待される資金生成単位(最小の単位又は単位グループ)に配分しております。

回収可能価額は、資産又は資金生成単位の処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれが高い金額としております。個別資産についての回収可能価額の見積りが不可能な場合には、当該資産が属する資金生成単位の回収可能価額を算定しております。

使用価値は、資産の継続的使用及び最終的な処分から発生する将来キャッシュ・イン・フロー及びアウト・フローの見積額を貨幣の時間価値及び当該資産の固有のリスクの市場評価を反映した割引前の割引率により割り引いて算定した現在価値であります。

資産又は資金生成単位の回収可能価額が当該資産又は資金生成単位の帳簿価額を下回る場合には、減損損失を認識しております。減損損失は、直ちに純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、最初に、当該資金生成単位に配分したのれんの帳簿価額を減額し、次に、当該単位内の各資産の帳簿価額に基づいた比例按分により、当該単位の中の他の資産に配分しております。

のれんに関連する減損損失については、戻し入れておりません。過去の期間において、のれん以外の資産について認識した減損損失は、減損損失が最後に認識された以後、認識した減損損失がもはや存在しないか、あるいは減少している可能性を示す兆候に基づき、当該資産の回収可能価額の算定に用いられた見積りに変更があった場合にのみ、戻し入れます。

(12)引当金及び偶発負債

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが現在の法的又は推定的債務を有しており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。

当社グループは、報告期間の末日における現在の債務を決済するために要する支出(将来キャッシュ・フロー)の最善の見積りを行い、貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合には、見積られた将来キャッシュ・フローをその負債に固有のリスクを反映させた割引前の割引率で割り引いた現在価値で測定しております。時の経過に伴う割引額の割戻しは、金融費用として認識しております。

なお、当社グループの主な引当金は以下のとおりであります。

資産除去債務

賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所・建物等の原状回復コスト見込額について、各物件の状況を個別に勘案して将来キャッシュ・フローを見積り、資産除去債務を認識しております。これらの費用の金額や支払時期の見積りは、現在の事業計画等に基づくものであり、将来の事業計画等により今後変更される可能性があります。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき各報告期間負担額を計上しております。

決算日現在において発生可能性のある債務を有しているが、それが決算日現在の債務であるか否か確認ができないもの、又は引当金の認識基準を満たさないものについては、偶発負債として注記します。

(13)従業員給付

①短期従業員給付

短期従業員給付とは、従業員が関連する勤務を提供した期間の末日後12か月以内に決済の期限が到来する従業員給付をいい、ある会計期間中に従業員が勤務を提供した時に、当社グループは当該勤務の見返りに支払うと見込まれる割引引かない金額で認識しております。当社グループにおける短期従業員給付には有給休暇に係るものがあります。

②退職給付

当社グループの一部の子会社は、従業員の退職給付制度として、確定給付制度を採用しております。

確定給付制度の退職給付に係る債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日の国債の市場利回りを参照して決定しております。

当期勤務費用及び確定給付負債に係る利息額、過去勤務費用は、発生した期間の純損益にて認識しております。

確定給付制度の再測定額は、発生した期間においてその他の包括利益にて認識し、直ちに利益剰余金に振り替えております。

(14)政府補助金

政府補助金は、補助金交付のための条件を満たし、補助金を受領することに合理的な理由がある場合に、認識しております。

発生した費用に対する補助金は、費用の発生と同じ期間にその他収益として計上しております。

(15)資本

①資本金及び資本剰余金

当社が発行した資本性金融商品は、発行価額を資本金及び資本剰余金に計上し、直接発行コストは関連する税効果を控除後に資本剰余金から控除しております。

②自己株式

自己株式は取得原価で測定し、資本から控除しております。また、自己株式の購入、売却又は消却において利得又は損失を純損益として認識しておりません。なお、帳簿価額と処分時の対価との差額は資本剰余金として認識しております。

(16)株式報酬

当社グループは、取締役及び従業員等に対するインセンティブ制度として持分決済型のストック・オプション制度を導入しております。

ストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として認識し、同額を資本の増加として認識しております。付与されたストック・オプションの公正価値は、ストック・オプションの諸条件を考慮し、モンテカルロ・シミュレーションやブラック・ショールズ式等を用いて算定しております。

当社グループは、株式報酬制度として、譲渡制限付株式報酬制度を採用しております。

譲渡制限付株式報酬制度では、受領したサービスの対価を付与日における当社株式の公正価値で測定しており、付与日から権利確定期間にわたって費用として認識し、同額を資本の増加として認識しております。

(17)収益認識

①顧客との契約から生じる収益

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財やサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：履行義務の充足時に又は充足するにつれて収益を認識する

当社グループの収益モデルは主に自社サービス「まるっとシリーズ」、不動産会社向けの駆けつけサービスの提供、各種業務請負等の提供により顧客から毎月の利用料を得られる「ストック型収益」、他社サービスの契約取次等により得た手数料を収益とする「フロー型収益」に分類されます。

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。なお、契約に重大な金融要素は含まれておりません。

当社グループは、消費活動が活発になる新生活マーケットをメインターゲットとし、顧客と直接コミュニケーションがとれるインサイドセールス(電話、Web会議、メール等を活用した内勤型の営業活動)を主軸に事業を展開しております。

a. 自社サービス(ストック型収益)

自社サービスにおける主な履行義務は、顧客が現にサービスの利用を開始することができその利益を享受することができる状態にすることであり、当該履行義務を充足する通常の時点は、顧客が現にサービスの利用を開始することができその利益を享受することができる状態になった時点を起算点とし、契約が継続する期間に対応して収益を認識しております。

b. 他社サービス(フロー型収益)

他社サービスの主な履行義務は、当社グループが上位店等に対して契約を媒介することであり、当該履行義務を充足する通常の時点は、当社グループが上位店等に対して契約を媒介した時点で収益を認識しております。また、当社グループが顧客が実際にサービスを利用できる状態とすることまでの役務の提供を行う場合には、顧客がサービスを利用できる状態となったことを上位店等が検収した時点で収益を認識しております。

c. ホテル事業

当社グループでは子会社にてホテルの運営受託、ホテルの運営等を行う、ホテル事業を運営しております。ホテル運営受託における履行義務は、顧客から委託された業務を契約期間内に完成し成果物を引渡すことのほか、当社グループが自己の責任・管理の下で委託された業務を行うサービスを提供することであり、当該履行義務は、成果物の引渡しが必要な契約については、顧客に当該成果物を引渡した時点で充足されると判断し、当該成果物を引渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。また、当社グループが自己の責任・管理の下で委託された業務を行う契約については、契約期間にわたり毎月均一のサービスを提供する場合には、期間定額で収益を認識し、毎月のサービス内容自体は均一であるものの取引条件が成果報酬型である場合には、顧客に提供した価値(顧客にとっての売上)をもとに一定の成果報酬率を乗じて収益を認識しております。

d. 返金負債

契約を取り次いだ顧客の短期解約が発生した場合に生じる取引先からの受取手数料及び契約を取り次いだサービス利用者へのキャッシュバックが発生した場合に生じるキャッシュバック額の将来における返金見込額を返金負債として計上しております。なお、返金見込額については収益からその金額を控除しております。

e. 本人代理人について

当社グループが取引の当事者であると判断した場合には、収益を総額で、代理人であると判断した場合には、収益を純額で表示しております。

当社グループは、当社グループが取引の当事者であるか、代理人であるかを、約束した財又はサービスを顧客に移転する前に当社グループが支配しているか否かで判断しており、判断に際しては、契約ごとに以下の3つの指標を考慮しております。

- ・財又はサービスを提供する約束の履行について、主たる責任を有している
- ・財又はサービスを顧客に移転する前又は顧客への支配の移転の後に、当社グループが在庫リスクを有している
- ・財又はサービスの価格の設定において当社グループに裁量権がある

②ファイナンス・リース(貸手)の収益

ファイナンス・リースに係る金融収益は、受取リース料を実効金利法に基づき金融収益とリース債権の回収に配分する方法で認識しております。

③オペレーティング・リース(貸手)の収益

オペレーティング・リースに係るリース収益は、リース期間にわたって定額法により認識しております。

(18)金融収益及び金融費用

金融収益は、主として受取利息、為替差益及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動等から構成されております。受取利息は、実効金利法により発生時に認識しております。

金融費用は、主として支払利息、為替差損及び純損益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の変動等から構成されております。支払利息は、実効金利法により発生時に認識しております。

(19)法人所得税

法人所得税は、当期税金と繰延税金から構成されております。これらは、企業結合に関連するもの、及び直接資本又はその他の包括利益に認識する項目を除き、純損益に認識しております。

その他の包括利益に認識される項目に関する当期税金及び繰延税金は、その他の包括利益として認識しております。

①当期税金

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局からの還付が予想される金額で測定しております。税額の算定に使用する税率及び税法は、決算日までに制定又は実質的に制定されたものであります。

②繰延税金

繰延税金は、決算日における資産及び負債の税務基準額と会計上の帳簿価額との間の一時差異等に基づいて算定しております。繰延税金資産は、将来減算一時差異、未使用の繰越税額控除及び繰越欠損金について、それらを回収できる課税所得が生じると見込まれる範囲において認識し、繰延税金負債は、原則として、将来加算一時差異について認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を認識しておりません。

- ・取引時に、会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えず、かつ、同額の将来加算一時差異と将来減算一時差異とを生じさせない取引(企業結合取引を除く)によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・子会社に対する投資に係る将来加算一時差異について、解消する時期をコントロールでき、かつ、予測可能な将来にその差異が解消されない可能性が高い場合
- ・子会社に対する投資に係る将来減算一時差異のうち、予測可能な将来に当該一時差異が解消する可能性が高くない場合又は当該一時差異の使用対象となる課税所得が稼得される可能性が高くない場合

繰延税金資産の帳簿価額は期末日ごとに見直され、繰延税金資産の全額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は期末日ごとに見直され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識しております。

繰延税金資産及び負債は、決算日までに制定又は実質的に制定されている税率及び税法に基づいて、資産が実現される又は負債が決済される期に適用されると予想される税率及び税法によって測定されます。

繰延税金資産及び負債は、当社グループが当期税金資産と当期税金負債を相殺する法律上強制力のある権利を有し、かつ法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合、又はこれら税金資産及び税金負債が同時に実現することを意図している場合には、相殺して表示しております。

(20) 1株当たり利益

基本的1株当たり当期利益は、親会社の所有者(普通株主)に帰属する純損益を、その期間の自己株式を調整した期中平均普通株式数で除して計算しております。

希薄化後1株当たり当期利益は、すべての希薄化性潜在的普通株式による影響について調整して計算しております。

会計上の見積りに関する注記

1. のれんの評価

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん 2,047,409千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

企業結合により取得したのれんは、被取得企業の支配と交換に移転した資産、引き受けた負債及び当社グループが発行した資本性金融商品の取得日における公正価値の合計額と被取得企業の識別可能資産及び負債の企業結合日時点における公正価値との差額として認識しております。

のれんの減損テストを実施するにあたり、のれんを含む資金生成単位における回収可能価額は、資産又は資金生成単位の処分コスト控除後の公正価値と使用価値のいずれか高い金額としております。

使用価値は、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しており、将来キャッシュ・フローは経営者によって承認された事業計画を基礎として、経営者によって承認された事業計画を超える期間は継続成長率をゼロと仮定しております。

使用価値の見積りにおける重要な仮定は、事業計画における将来キャッシュ・フローの見積り及び割引率であります。また、事業計画には、経営者の重要な判断が含まれます。

のれんの評価の基礎となる将来の事業計画は、企業結合時の事業計画の達成状況を確認し、合理的に作成されていることを総合的に判断しており、当該判断の結果、将来の事業計画を基礎として見積った使用価値がのれんを含む資金生成単位の帳簿価額を上回っているため、のれんに減損の兆候はないと判断しております。

ただし、今後の経営環境の著しい変化等により、評価の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌連結会計年度の連結計算書類においてのれんの評価に重要な影響が生じる可能性があります。

2. 返金負債

- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した額

返金負債 347,258円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

a. 短期解約に係る返金負債

契約を取り次いだ顧客の短期解約が発生した場合に生じる、取引先からの受取手数料の将来における返金見込額を返金負債として計上しております。

具体的には、一定期間の売上高に短期解約実績率を乗じて算出した返金見込額を計上しております。

b. キャッシュバックに係る返金負債

契約を取り次いだサービスの利用者に対するキャッシュバック見込額を返金負債として計上しております。

具体的には、一定期間の売上高にキャッシュバック実績率を乗じて算出した額を計上しております。

②主要な仮定

過去の短期解約実績率は将来の短期解約実績率に、過去のキャッシュバック実績率は将来のキャッシュバック実績率に近似するという仮定のもと、過去の短期解約実績率及びキャッシュバック実績率を用いて返金負債を計算しております。

③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

返金負債の算定基礎である短期解約実績率及びキャッシュバック実績率は過去の実績率に基づいているため、市場の環境変化等により短期解約実績率及びキャッシュバック実績率の傾向に変化が生じた場合には、計上していた返金負債の額と実際の受取手数料の返金額及びキャッシュバック額に乖離が生じ、翌連結会計年度以降の連結計算書類に影響を与えることになります。

連結財政状態計算書に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産	
投資有価証券	135,000千円
(2) 担保に係る債務	
長期借入金(1年内返済予定を含む)	82,150千円

2. 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	44,175千円
その他の流動資産	62千円
その他の金融資産(流動資産)	14千円
その他の金融資産(非流動資産)	1,685千円
その他の非流動資産	2,461千円

3. 資産に係る減価償却累計額

有形固定資産	142,980千円
無形資産	368,104千円
投資不動産	4,139千円

連結持分変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式	2,762,891株
------	------------

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年4月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	32,157	10	2025年 2月28日	2025年 5月30日

(注)当社は2025年8月11日付で普通株式1.2株につき1株の割合で株式併合を行っております。「1株当たり配当額」については、当該株式併合前の実際の配当金の額を記載しております。

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当のうち、基準日が当連結会計年度中のものに関する事項

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年10月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	32,326	12	2025年 8月31日	2025年 11月28日

4. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の目的となる株式の種類及び数

普通株式 263,608株

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に資金計画に照らして、必要な資金を調達しております。一時的な余資は安全性の高い預金等で運用し、また、運転資金を金融機関からの借入により調達しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(1)信用リスク

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について、営業部門が財務経理部と連携して、主要な取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

(2)流動性リスク

当社グループは、各部門からの報告に基づき財務経理部が適時に資金計画を作成・更新するとともに、手許流動性を継続して維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(3)市場リスク

①市場リスクの管理

当社グループが晒されている主要な市場リスクには金利リスク、価格変動リスクがあり、これらのリスクに対応するため、当社の規程に準じた管理を行っております。

②金利リスク管理

当社グループは、運転資金及び設備投資に関わる資金調達において金利変動リスクのある金融商品を利用しております。このうち一部は金利の変動リスクに晒されておりますが、殆どが固定金利であるため、金利の変動リスクは僅少であります。

③株価変動リスク管理

当社グループは、事業戦略を円滑に遂行する目的で業務上の関係を有する企業の株式を保有しており、資本性金融資産(株式)の価格変動リスクに晒されております。これらの資本性金融資産については、定期的に市場価格や発行体の財務状況を把握し、保有状況を継続的に見直しております。なお、当社グループでは、短期トレーディング目的で保有する資本性金融資産はなく、これらの投資を活発に売買することはしていません。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

当社グループの主な金融資産及び金融負債の公正価値の測定方法は、以下のとおりであります。

(1) 現金及び現金同等物、営業債権及びその他の債権、営業債務及びその他の債務

これらは短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

(2) その他の金融資産

定期預金は、一定の期間ごとに、その将来キャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率で割り引く方法により測定しております。

短期貸付金は、短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

長期貸付金は、元利金の合計額を新規に同様の貸付を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により測定しております。

敷金及び保証金は、償還予定時期を見積り、国債の利回りを基礎とした合理的な割引率で割り引いた現在価値により測定しております。

上場株式は、取引所の価格を公正価値としております。

非上場株式及び出資金は、主として修正簿価純資産法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法等の適切な評価技法を使用して測定しております。

非上場の投資信託は、期末日の基準価額等に基づき測定しております。

上記以外のその他の金融資産は、主に短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

(3) 社債及び借入金

短期借入金は、短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

社債及び長期借入金は、元利金の合計額を同様の新規社債発行又は新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により測定しております。

(4) その他の金融負債

その他の金融負債は、主に短期間で決済されるものであり、公正価値は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額を公正価値としております。

金融資産及び金融負債の公正価値と帳簿価額の比較は、以下のとおりであります。

なお、公正価値で測定する金融商品及び帳簿価額と公正価値が極めて近似している金融商品については、以下の表には含めておりません。

(単位：千円)		
当連結会計年度 (2025年8月31日)		
	帳簿価額	公正価値
償却原価で測定する金融資産		
その他の金融資産		
長期貸付金 (1年内回収予定を含む)	334,102	327,381
敷金及び保証金	147,108	125,715
合計	481,210	453,095
償却原価で測定する金融負債		
社債		
(1年内償還予定を含む)	11,883	11,890
長期借入金 (1年内返済予定を含む)	1,578,541	1,536,809
合計	1,590,424	1,548,699

3. 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

公正価値で測定する金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、公正価値測定額を、次のようにレベル1からレベル3までに分類しております。

レベル1：活発な市場における公表価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて測定した公正価値

レベル3：観察可能な市場データに基づかないインプットを含む評価技法から算出された公正価値
公正価値の測定に複数のインプットを使用している場合には、その公正価値の測定の全体において最も低いレベルのインプットに基づいて公正価値のレベルを決定しております。公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替は、当連結会計年度末日に発生したものと認識しております。

(1) 公正価値で測定する金融資産及び金融負債

公正価値ヒエラルキーのレベルごとに分類した、経常的に公正価値で測定する金融商品の内訳は、以下のとおりであります。

(単位：千円)				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
その他の金融資産				
純損益を通じて公正価値 で測定する金融資産	—	42,295	—	42,295
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する資 本性金融資産	135,000	—	8,155	143,155
合計	135,000	42,295	8,155	185,450

(注) レベル間の振替はありません。

4. レベル3に分類された金融商品の公正価値測定に関する情報

レベル3に分類された金融商品は非上場株式及び出資金であり、主として修正簿価純資産法、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法等の適切な評価技法を使用して測定しております。

レベル3に分類された金融商品については、適切な権限者に承認された公正価値測定の評価方針及び手続に従い、評価担当者が評価及び評価結果の分析を実施しております。評価結果は適切な責任者によりレビューされ承認されております。

投資不動産に関する注記

1. 投資不動産の状況に関する事項

当社グループでは、賃貸用の建物(土地を含む。)を有しております。

2. 投資不動産の公正価値に関する事項

(単位：千円)

連結財政状態計算書計上額	公正価値
61,544	61,500

(注) 1. 連結財政状態計算書計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した価額で計上しております。

2. 報告日の公正価値は、投資不動産の所在する地域及び評価される不動産の種類に関する最近の鑑定経験を有し、かつ不動産鑑定士等の公認された適切な専門家としての資格を有する独立の監査人による不動産鑑定評価に基づいております。

収益認識に関する注記

1. 収益の分解

当社グループは、ラストワンマイル事業を営む単一セグメントであります。売上収益をサービス別に分類しており、顧客との契約から生じる収益を時期別に分解した情報は以下のとおりであります。なお、その他の源泉から認識した収益の額に重要性はありません。

(単位：千円)

	ストック型収益	フロー型収益	合計
一時点で移転される財又はサービス	—	8,701,074	8,701,074
一定の期間にわたり移転される財又はサービス	6,809,344	—	6,809,344
顧客との契約から生じる収益	6,809,344	8,701,074	15,510,418

2. 契約残高

顧客との契約から生じた債権及び返金負債の残高は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当連結会計年度 期首残高	当連結会計年度 期末残高
顧客との契約から生じた債権		
売掛金	1,975,792	2,337,687
貸倒引当金	△35,259	△44,175
返金負債	209,437	347,258

- (注) 1. 返金負債は、主に、契約を取り次いだ顧客の短期解約が発生した場合に生じる取引先からの受取手数料及び契約を取り次いだサービス利用者へのキャッシュバックが発生した場合に生じるキャッシュバック額の将来における返金見込額であります。
2. 当連結会計年度における返金負債の期首残高のうち、報告期間中に認識した売上収益の金額は209,437千円であります。
3. 当連結会計年度において、過去の期間に充足(又は部分的に充足)した履行義務から認識した売上収益の額に重要性はありません。

3. 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループにおいては、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用して、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。なお、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

4. 顧客との契約の獲得又は履行コストについて認識した資産

当社グループにおいては、顧客との契約の獲得又は履行のためのコストから認識した資産はありません。

1 株当たり情報に関する注記

1株当たり親会社所有者帰属持分	1,616.43円
基本的1株当たり当期利益	252.16円
希薄化後1株当たり当期利益	241.51円

- (注) 当社は2025年8月11日付で普通株式1.2株につき1株の割合で株式併合を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して「1株当たり親会社所有者帰属持分」、「基本的1株当たり当期利益」及び「希薄化後1株当たり当期利益」を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

(簡易株式交換による株式会社テルベルの完全子会社化)

当社は、2025年7月15日開催の取締役会において、当社を株式交換完全親会社、株式会社テルベルを株式交換完全子会社とする簡易株式交換を行うことを決議し、2025年7月16日付で株式交換契約を締結いたしました。また、本株式交換については、2025年7月15日開催の株式会社テルベル臨時株主総会において承認を受け、2025年9月1日に効力が発生しております。

(1) 企業結合の概要

① 被取得企業の名称及び事業の内容

被取得企業の名称	株式会社テルベル
事業の内容	「アパート・マンションWi-Fi スターネット」事業、ホテル・旅館・商業施設Wi-Fiサービス「Wi-Fi AIR」事業等

② 企業結合の目的

株式会社テルベルは、新潟県及びその近県を中心に「アパート・マンションWi-Fi スターネット」事業、ホテル・旅館・商業施設Wi-Fiサービス「Wi-Fi AIR」事業等を運営しております。株式会社テルベルは、当社グループと同様にアパート・マンションWi-Fiスターネット事業等から得られるストック型の収益と、フロー型の収益を収益の柱として事業運営しており、当社グループの主要事業の1つである集合住宅向け無料インターネット事業の拡大を加速させることに大きく貢献することが期待されるため、本株式交換を行うものであります。

③ 企業結合日

2025年9月1日

④ 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社とし、株式会社テルベルを株式交換完全子会社とする簡易株式交換

⑤ 結合後企業の名称

いずれも変更はありません。

⑥ 取得した議決権比率

100%

⑦ 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社を完全親会社とする株式交換であることによるものであります。

(2) 株式の種類別の交換比率及び現金対価並びにその算定方法並びに交付した株式数、現金対価の総額

① 株式の種類別の交換比率及び現金対価

当社普通株式1：株式会社テルベル普通株式11,372,165,49及び1株当たりの現金対価213,636,363,636円

② 株式交換比率の算定方法

本株式交換に用いられる株式交換比率の算定にあたって、公平性・妥当性を確保するため、当社並びに株式会社テルベルから独立した第三者算定機関である、株式会社Stand by C(以下「評価機関」といいます。)に当社及び株式会社テルベルの株式価値及び本件株式交換比率の算定を依頼し、本算定結果を参考に、両社の財務状況、資産状況、将来の見通し等の要因を総合的に勘案した上で、株式会社テルベルとの間で真摯に協議・検討を重ね、決定いたしました。

当社については、東京証券取引所グロース市場に上場しており、市場価格が存在していることから、市場株価法を用いて算定を行いました。市場株価法においては、2025年7月14日を基準日として、東京証券取引所グロース市場における基準日前3か月間(2025年4月15日から2025年7月14日まで)の終値の単純平均値を採用しております。

株式会社テルベルについては、非上場会社であり市場株価が存在しないこと及び将来の事業活動の状況を算定に反映するため、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法を用いて株式価値の算定をしております。ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法では、株式会社テルベルより評価機関が開示を受けた事業計画に基づき、算定基準日である2025年4月30日以降に株式会社テルベルが創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割引引くことによって株式価値を算出しております。

③交付株式数及び現金対価の総額

25,018株(交付株式数の全株は、当社の自己株式を充当しております。)

現金対価の総額 470,000千円

(3)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

(単位：千円)

現金	470,000
本株式交換で交付した当社普通株式の公正価値	98,946
取得原価	568,946

(4)取得した資産及び引き受けた負債の額

現時点において確定しておりません。

(5)取引関連費用

アドバイザー費用等56,997千円

(6)会計処理の概要

本株式交換は、IFRS第3号「企業結合」における取得法により会計処理する予定であります。なお、本株式交換に伴い、当社の連結計算書類上、のれん又は負ののれん発生益が発生する見込みであります。金額及び会計処理につきましては、現時点においては確定しておりません。

(CITV光株式会社の吸収合併)

当社は、2025年7月15日開催の取締役会において、連結子会社であるCITV光株式会社を吸収合併することを決議するとともに同日付で合併契約を締結し、2025年9月1日付で本吸収合併を実施いたしました。

(1)企業結合の概要

①結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合企業(存続会社)

名称 株式会社ラストワンマイル

事業の内容 アライアンス事業、集合住宅向け無料インターネット事業、コンタクトセンター事業、ホテル事業、リスティング・メディア事業

被結合企業(消滅会社)

名称 CITV光株式会社

事業の内容 集合住宅向けインターネット(無料インターネットマンション)事業

②企業結合の目的

経営資源を一元化、経営体制を集約し事業運営を一体化することで、効率的な経営を行うことを目的としております。

③企業結合日

2025年9月1日

④企業結合の法的形式

株式会社ラストワンマイルを存続会社とし、CITV光株式会社を消滅会社とする吸収合併方式

⑤結合後企業の名称

株式会社ラストワンマイル

(2) 当社グループに与える影響

本合併は、当社と完全子会社による合併であり、当社グループの連結業績に与える影響はありません。

(財務上の特約がある資金借入)

当社は、2025年8月15日開催の取締役会において、資金の借入を決議し同日付で金銭消費貸借契約を締結し、2025年9月1日に借入を実行しました。

(1) 借入の目的

株式会社テルベルの株式の取得を目的とした借入

(2) 借入の内容

借入先	株式会社みずほ銀行
借入形態	長期借入金
借入金額	470,000千円
借入利率	1.0% + みずほ銀行TIBOR
借入契約締結日	2025年8月15日
借入実行日	2025年9月1日
返済期日	2030年8月31日
担保の有無	株式会社テルベル株式
財務上の特約	(1) 2025年8月期決算を初回とし、以降各連結会計年度の決算期の末日における、連結財務諸表の貸借対照表における純資産の部の金額を、2024年8月期決算と直前の決算期の末日における純資産の部のいずれか高い方の金額の75%以上に維持すること。 (2) 各連結会計年度の決算期の末日の連結財務諸表の損益計算書に記載される営業損益が、2025年8月期を初回とし、以降の決算期につき2期連続で損失としないこと。

(自己株式の取得)

当社は、2025年9月11日開催の取締役会において、会社法第234条第2項、第4項及び第5項の規定に基づき、株式交換による1株に満たない端数の処理について、自己株式として買取ることを決議いたしました。

(1) 自己株式の取得を行う理由

株式併合に伴う1株に満たない端数株式を取得するため。

(2) 取得に係る事項の内容

- | | |
|--------------------|--------------------|
| ①取得する株式の種類 | : 当社普通株式 |
| ②取得する株式の総数 | : 32,054株(上限) |
| ③取得と引き換えに交付する金銭の総額 | : 124,209,250円(上限) |

貸 借 対 照 表

(2025年8月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	3,224,347	流 動 負 債	2,480,738
現 金 及 び 預 金	1,207,478	短 期 借 入 金	130,000
売 掛 金	1,857,552	1年内返済予定の長期借入金	363,836
商 品	6,928	未 払 金	1,264,122
貯 蔵 品	837	未 払 費 用	129,440
前 払 費 用	84,731	未 払 法 人 税 等	157,112
未 収 入 金	16,910	前 受 金	16,133
そ の 他	81,356	預 り 金	54,754
貸 倒 引 当 金	△31,444	資 産 除 去 債 務	1,829
固 定 資 産	3,349,269	賞 与 引 当 金	11,949
有 形 固 定 資 産	147,794	そ の 他	351,564
建 物 附 属 設 備	177,524	固 定 負 債	614,058
工 具、器 具 及 び 備 品	40,100	長 期 借 入 金	589,480
建 設 仮 勘 定	6,023	資 産 除 去 債 務	24,579
減 価 償 却 累 計 額	△75,852	負 債 合 計	3,094,796
無 形 固 定 資 産	55,744	(純 資 産 の 部)	
商 標 権	2,704	株 主 資 本	3,383,147
顧 客 関 連 資 産	46,657	資 本 金	102,603
ソ フ ト ウ ェ ア	443	資 本 剰 余 金	2,127,692
ソ フ ト ウ ェ ア 仮 勘 定	5,940	資 本 準 備 金	102,603
投 資 そ の 他 の 資 産	3,145,730	そ の 他 資 本 剰 余 金	2,025,089
投 資 有 価 証 券	143,105	利 益 剰 余 金	1,381,571
子 会 社 株 式	2,485,810	利 益 準 備 金	7,800
出 資 金	10	そ の 他 利 益 剰 余 金	1,373,771
敷 金 及 び 保 証 金	116,988	繰 越 利 益 剰 余 金	1,373,771
長 期 前 払 費 用	5,494	自 己 株 式	△228,718
長 期 貸 付 金	292,889	評 価 ・ 換 算 差 額 等	20,610
繰 延 税 金 資 産	100,321	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	20,610
破 産 更 生 債 権 等	2,461	新 株 予 約 権	75,063
長 期 未 収 入 金	2,799		
貸 倒 引 当 金	△4,146	純 資 産 合 計	3,478,819
資 産 合 計	6,573,616	負 債 純 資 産 合 計	6,573,616

(注)記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

損 益 計 算 書

(2024年9月1日から
2025年8月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売上高		11,270,606
売上原価		3,217,400
売上総利益		8,053,206
販売費及び一般管理費		7,819,871
営業利益		233,335
営業外収益		
受取利息	6,004	
受取配当金	122,160	
社宅家賃収入	26,744	
保険解約返戻金	16,011	
ポイント収入額	6,509	
その他の	11,472	188,900
営業外費用		
支払利息	16,640	16,640
経常利益		405,594
特別利益		
関係会社株式売却益	36,473	
その他の	547	37,019
特別損失		
投資有価証券評価損	31,872	
固定資産除売却損	55	31,927
税引前当期純利益		410,687
法人税、住民税及び事業税	158,395	
法人税等調整額	△15,813	142,582
当期純利益		268,105

(注)記載金額は千円未満を四捨五入して表示しております。

株主資本等変動計算書

(2024年9月1日から)
(2025年8月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他の資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金
当期首残高	415,982	1,442,592	33,402	1,475,994	7,800	1,137,822
当期変動額						
株式交換による変動	—	136,998	—	136,998	—	—
新株の発行	89,120	89,120	—	89,120	—	—
配当金	—	—	—	—	—	△32,157
当期純利益	—	—	—	—	—	268,105
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	23,080	23,080	—	—
減資	△402,500	△1,566,107	1,968,607	402,500	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	△313,380	△1,339,989	1,991,687	651,698	—	235,948
当期末残高	102,603	102,603	2,025,089	2,127,692	7,800	1,373,771

	株主資本			評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
	利益剰余金合計					
当期首残高	1,145,622	△248,997	2,788,602	△6,844	75,521	2,857,279
当期変動額						
株式交換による変動	－	－	136,998	－	－	136,998
新株の発行	－	－	178,240	－	－	178,240
配当金	△32,157	－	△32,157	－	－	△32,157
当期純利益	268,105	－	268,105	－	－	268,105
自己株式の取得	－	△85,641	△85,641	－	－	△85,641
自己株式の処分	－	105,920	129,000	－	－	129,000
減資	－	－	－	－	－	－
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	－	－	－	27,453	△458	26,995
当期変動額合計	235,948	20,279	594,545	27,453	△458	621,540
当期末残高	1,381,571	△228,718	3,383,147	20,610	75,063	3,478,819

(注)記載金額は千未満を四捨五入して表示しております。

個別注記表

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 重要な資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法を採用しております。

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、総平均法により算定)

市場価格のない株式等

総平均法による原価法を採用しております。

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)を採用しております。

2. 重要な固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備 3～18年

工具、器具及び備品 3～15年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアの耐用年数については、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。また、顧客関連資産及びその他無形資産については、その効果の及ぶ期間にわたって償却しており、主な償却年数は次のとおりであります。

顧客関連資産 9～11年

商標権 8～10年

3. 重要な引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員への賞与の支給に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

4. のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、効果の発現する見積り期間(5年)にわたり定額法により償却を行っております。

5. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

当社は、消費活動が活発になる新生活マーケットをメインターゲットとし、顧客と直接コミュニケーションがとれるインサイドセールス(電話、Web会議、メール等を活用した内勤型の営業活動)を主軸に事業を展開しております。

(1) 自社サービス(ストック型収益)の計上基準

自社サービスにおける主な履行義務は、顧客が現にサービスの利用を開始することができその利益を享受することができる状態にすることであり、当該履行義務を充足する通常の時点は、顧客が現にサービスの利用を開始することができその利益を享受することができる状態になった時点を起算点とし、契約が継続する期間に対応して収益を認識しております。

(2) 他社サービス(フロー型収益)の計上基準

他社サービスの主な履行義務は、当社が上位店等に対して契約を媒介することであり、当該履行義務を充足する通常の時点は、当社が上位店等に対して契約を媒介した時点で収益を認識しております。

(3) 返金負債の計上基準

契約を取り次いだ顧客の短期解約が発生した場合に生じる取引先からの受取手数料及び契約を取り次いだサービス利用者へのキャッシュバックが発生した場合に生じるキャッシュバック額の将来における返金見込額を返金負債として計上しております。なお、返金見込額については収益からその金額を控除しております。

(4) 本人代理人について

顧客への財又はサービスの提供における役割が代理人に該当する取引について、当該対価の総額から他の当事者に支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. 重要な収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

会計上の見積りに関する注記

1. 子会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

子会社株式 2,485,810千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない子会社株式は、取得原価で計上しております。

市場価格のない子会社株式の評価は、帳簿価額と実質価額とを比較することにより判定しており、実質価額が帳簿価額に比べ著しく低下している場合には、回復可能性を総合的に勘案し、回復が見込めないと判断した時点で実質価額まで帳簿価額を切り下げる方針としております。

当事業年度において、各子会社の財政状態、事業計画の達成状況、将来の事業計画等を総合的に判断した結果、実質価額は帳簿価額を上回っていることから、評価損を計上しておりません。

ただし、今後の経営環境の著しい変化等により、評価の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、翌事業年度の計算書類において子会社株式の評価に重要な影響が生じる可能性があります。

2. 返金負債（流動負債「その他」）

（1）当事業年度の計算書類に計上した額

返金負債（流動負債「その他」） 311,999円

（2）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①算出方法

a. 短期解約に係る返金負債

契約を取り次いだ顧客の短期解約が発生した場合に生じる、取引先からの受取手数料の将来における返金見込額を返金負債として計上しております。

具体的には、一定期間の売上高に短期解約実績率を乗じて算出した返金見込額を計上しております。

b. キャッシュバックに係る返金負債

契約を取り次いだサービスの利用者に対するキャッシュバック見込額を返金負債として計上しております。

具体的には、一定期間の売上高にキャッシュバック実績率を乗じて算出した額を計上しております。

②主要な仮定

過去の短期解約実績率は将来の短期解約実績率に、過去のキャッシュバック実績率は将来のキャッシュバック実績率に近似するという仮定のもと、過去の短期解約実績率及びキャッシュバック実績率を用いて返金負債を計算しております。

③翌事業年度の計算書類に与える影響

返金負債の算定基礎である短期解約実績率及びキャッシュバック実績率は過去の実績率に基づいているため、市場の環境変化等により短期解約実績率及びキャッシュバック実績率の傾向に変化が生じた場合には、計上していた返金負債の額と実際の受取手数料の返金額及びキャッシュバック額に乖離が生じ、翌事業年度以降の計算書類に影響を与えることになります。

貸借対照表に関する注記

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

- (1) 担保に供している資産
 - 投資有価証券 135,000千円
- (2) 担保に係る債務
 - 長期借入金(1年内返済予定を含む) 82,150千円

2. 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外の関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりであります。

- 関係会社に対する短期金銭債権 12,566千円
- 関係会社に対する短期金銭債務 109,642千円
- 関係会社に対する長期金銭債務 47,970千円

3. 取締役に対する金銭債権の金額は次のとおりであります。

- 取締役に対する金銭債権 137,029千円

損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

- 営業取引(収入分) 97,023千円
- 営業取引(支出分) 948,106千円
- 営業取引以外の取引(収入分) 121,106千円
- 営業取引以外の取引(支出分) 2,028千円

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

- 普通株式 69,067株

税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産の発生、返金負債、未払事業税、資産除去債務、貸倒引当金、賞与引当金、未払家賃であり、繰延税金負債の発生、顧客関連資産、その他有価証券評価差額金、資産除去債務対応資産であります。

2. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が公布されたことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。

これに伴い、2026年9月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更し計算しております。

この変更による影響は軽微であります。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注)	科目	期末残高
主要株主	株式会社プレミアムウォーターホールディングス	山梨県富士吉田市	4,830,000	ミネラルウォーターの宅配事業を行う子会社等の経営管理及びそれに付帯又は関連する業務	所有直接(35.9%)	役員の兼任	関係会社株式の譲渡	66,473	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)関係会社株式の譲渡価額は対象会社の純資産等を勘案して買い手と協議により決定しております。

なお、損益計算書においては関係会社株式売却益36,473千円が特別利益に計上されております。

2. 子会社

(単位：千円)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注)	科目	期末残高
子会社	株式会社ブロードバンドコネクション	北海道札幌市	10,000	アライアンス事業 ECサイト事業	所有直接100%	役員の兼任 資金の借入 配当金受取等	配当の受領	120,000	一年内返済予定長期借入金	41,667
							利息の支払	956	—	—
							借入の返済	100,000	—	—
子会社	株式会社バンダー	福岡県福岡市	10,000	アライアンス事業 集合住宅向け無料インターネット事業	所有直接100%	資金の借入	資金の借入	100,000	一年内返済予定長期借入金	33,053
							利息の支払	1,072	—	—
							借入の返済	18,978	長期借入金	47,970

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注)株式会社ブロードバンドコネクション及び株式会社バンダーからの資金の借入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

3. 兄弟会社等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事 者 との関係	取引の 内容	取引金額 (注1)	科目	期末残高
その他 の関係 会社の子会社	プレミアム ウォーター 株 株式 会社	山梨県 富士吉 田市	300,000	ミネラルウ ォーター等 の製造販売	—	役務の提 供 商品の仕 入	役務の 提供 商品の 仕入	1,632,152 1,374,823	売掛金 未払金	185,392 274,891

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 上記会社との取引について、価格その他の取引条件は、一般的な取引条件で行っております。

4. 役員及び個人主要株主等

(単位：千円)

種類	会社等の 名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割 割合	関連当事 者との関係	取引の内容	取引金額 (注1)	科目	期末残高
役員	渡辺 誠	—	—	当社 代表 取締役	所有 直接 9.2%	当社 代表 取締役	金銭報酬 債権の現物 出資に伴う新 株の発行	70,182	—	—
役員	松永 光市	—	—	当社 代表 取締役	所有 直接 0.9%	当社 代表 取締役	貸付金の 回収 利息の 受取	600 422	長期貸 付金(1年 内回収予 定を含む) 未収利息	41,900 7
役員	市川 康平	—	—	当社 取締役	所有 直接 0.9%	当社 取締役	資金の 貸付 貸付金の 回収 利息の 受取	18,800 18,800 5	— — —	— — —
役員	柳田 拓也	—	—	当社 取締役	所有 直接 0.4%	当社 取締役	資金の 貸付 貸付金の 回収 利息の 受取	24,000 3,196 184	長期貸 付金(1年 内回収予 定を含む) 未収利息	26,437 4
役員	氣仙 直用	—	—	当社 取締役	所有 直接 0.6%	当社 取締役	資金の 貸付 貸付金の 回収 利息の 受取 金銭報酬 債権の現物 出資に伴う新 株の発行	24,000 3,436 181 11,140	長期貸 付金(1年 内回収予 定を含む) 未収利息 —	25,997 4 —

(単位：千円)

種類	会社等の 名称 又は氏 名	所在地	資本金又は 出資金	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有)割 割合	関連当事 者との関係	取引の内 容	取引金額 (注1)	科目	期末残高
役員	久木宮 然	—	—	当社 取締役	所有 直接 0.3%	当社 取締役	貸付金 の回収 利息の 受取	240 126	長期貸 付金 (1年 内回収 予定を 含む) 未収 利息	12,460 2
役員	久木宮 美和	—	—	当社 取締役	所有 直接 0.9%	当社 取締役	資金の 貸付 貸付金 の回収 利息の 受取	19,200 210 116	長期貸 付金 (1年 内回収 予定を 含む) 未収 利息	18,990 3
役員	長野 成晃	—	—	当社 取締役	所有 直接 0.1%	当社 取締役	貸付金 の回収 利息の 受取	240 114	長期貸 付金 (1年 内回収 予定を 含む) 未収 利息	11,245 2
子会社 の役員	米田 和史	—	—	子会社 代表 取締役	所有 直接 2.5%	子会社 代表 取締役	金銭報 酬債権 の現物 出資に 伴う新 株の発 行	18,047	—	—
子会社 の役員	須田 宗樹	—	—	子会社 代表 取締役	所有 直接 1.9%	子会社 代表 取締役	金銭報 酬債権 の現物 出資に 伴う新 株の発 行	24,062	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 上記個人との取引について、価格その他の取引条件は、一般的な取引条件で行っております。

3. 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。また、貸付金の担保として、当社株式に対して質権設定を行っております。
4. 新株予約権の行使は、当事業年度におけるストック・オプションの権利行使を記載しております。なお、取引金額は当事業年度におけるストック・オプションの権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。
5. 譲渡制限付株式報酬制度に伴う、金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 1,263.54円

1 株当たり当期純利益 100.30円

(注) 当社は2025年8月11日付で普通株式1.2株につき1株の割合で株式併合を行っております。当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して「1株当たり純資産額」及び「1株当たり当期純利益」を算定しております。

重要な後発事象に関する注記

連結計算書類の連結注記表「重要な後発事象に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年10月24日

株式会社ラストワンマイル
取締役会 御中

フェイス監査法人
東京都渋谷区
指 定 社 員 公認会計士 中川 俊介
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 大槻 直太
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ラストワンマイルの2024年9月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ラストワンマイル及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2025年7月15日開催の取締役会において、会社を株式交換完全親会社、株式会社テルバルを株式交換完全子会社とする簡易株式交換を行うことを決議するとともに2025年7月16日付で株式交換契約を締結し、2025年9月1日に当該株式交換の効力が発生している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年10月24日

株式会社ラストワンマイル
取締役会 御中

フェイス監査法人 東京都渋谷区	
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 中川 俊介
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公認会計士 大槻 直太

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ラストワンマイルの2024年9月1日から2025年8月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に関する注記に記載されているとおり、会社は、2025年7月15日開催の取締役会において、会社を株式交換完全親会社、株式会社テルベルを株式交換完全子会社とする簡易株式交換を行うことを決議するとともに2025年7月16日付で株式交換契約を締結し、2025年9月1日に当該株式交換の効力が発生している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年9月1日から2025年8月31日までの第14期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載の通り、前事業年度において、一部経費の計上漏れ及び連結財務諸表作成過程における誤った処理の実施があり、内部統制が有効に機能しておらず、重要な不備がありました。当該事業年度においては、再発防止策が適切に実行されたことを確認しております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人フェイス監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人フェイス監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年10月24日

株式会社ラストワンマイル 監査等委員会

監査等委員 田 中 裕 也 印

監査等委員 尾 崎 充 印

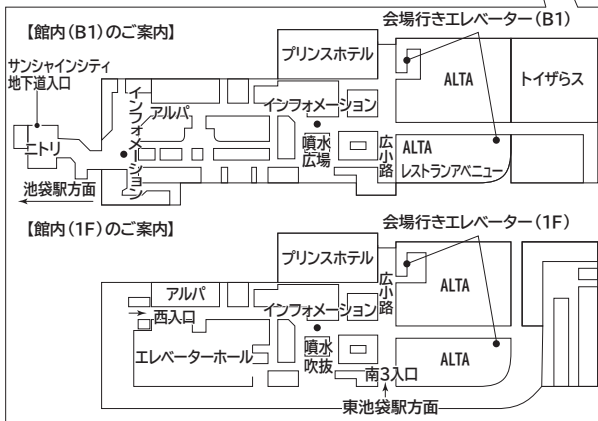
監査等委員 石 上 麟 太 郎 印

(注) 監査等委員全員は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都豊島区東池袋三丁目1番
 サンシャインシティ会議室・コンファレンスルーム5階
 コンファレンスルーム Room13
 TEL 03-3989-3470



交 通 池袋駅東口

J R (山手線・埼京線・湘南新宿ライン)
 地下鉄 (丸ノ内線、有楽町線・副都心線)
 西武池袋線、東武東上線から徒歩15分
 東池袋駅
 地下鉄 (有楽町線) から徒歩8分